

平成28年12月6日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齡 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人
危 機 管 理 課 長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	村瀬 修
児童課長	大木 弘己	商工観光課長	大河内 博
土木課長	山田 宏淑	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	土方 康寛
--------	-------	----	-------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

なお、大原功議員から、本日午前中の会議の欠席届が出ておりますので、報告いたします。

なお、質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、永井利明議員と鈴木みどり議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） おはようございます。14番 佐藤高清でございます。

きょうの質問につきましては、市民の皆さんが一番関心事な新庁舎の建設についての質問でございます。

それでは早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、最初に市長に質問をさせていただきます。

弥富市役所新庁舎建設について質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、新庁舎建設に関し、市民2人からの監査請求が行われたことが発端となっております。事の経緯を整理させていただきますと、平成25年7月26日付で弥富市監査委員に対し、平成25年度補正予算に基づく新庁舎土地購入費等の支出行為が高額ではないのかとの理由で違法・不当であるとし、地方自治法第242条1項に基づき監査請求が行われました。その後、弥富市監査委員は同年9月13日付で、平成25年度補正予算に基づいた新庁舎土地購入費等の予算執行が同年度中にはなされないことが明らかであったこともあり、地方自治法当項所定の当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合には到底当たらないと判断し、監査請求を却下したところであります。この市民2人にも、その旨通知をされました。

これに対し市民2人は、平成25年10月8日、この監査請求の結果を不服とし、平成25年度補正予算に基づく新庁舎土地購入費等への支出差しとめをを求める訴えを名古屋地方裁判所に提起されました。平成25年度補正予算に基づく新庁舎土地購入費等に関しましては、地方自治法第213条1項に基づいて平成26年度へと繰り越しをされました。同年度中の支出はされておられません。

これ以来、3年もの月日を費やして、本年、平成28年11月24日に、原告の訴えである新庁舎土地購入費等の支出差しとめの請求が、市長の判断が裁量権の範囲の逸脱や濫用があるとは言えず、支出行為は違法でないとして司法の場での見解をいただき、原告側の訴えを退けられました。

このような流れがあったと思いますが、この3年もの間、市民に対し、新庁舎建設に対する大変な心配をおかけしたと同時に、長期にわたり市民サービスの面で御迷惑をおかけしているわけでありますが、この3年間に關する市長のお考えや御見解をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

ただいま佐藤議員から、新庁舎建設に関する御質問をいただきました。

本件の訴訟は、地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求から、また同法第242条の2第1項に基づく住民訴訟であり、市民・住民に与えられた権利でありますので、私といたしましても、この訴訟に対しては真摯に受けとめたところでございます。

しかしながら一方では、5年8カ月前の東日本大震災以来、市民の皆様の自然災害に対する危機意識の高まり、あるいは防災・減災の必要性の高まる中で、一日も早く災害の拠点となるべき災害に強い新庁舎の建設が必要だと強く要望されたところでございます。

当初から、民と官、公というような状況の中での訴訟は長くなると想定はしておりましたけれども、3年という年月は長い年月だと率直に思っております。この間、市民・住民の皆様には大変な御迷惑をおかけいたしましたことを、この場よりも心からおわびをする次第でございませう。

議員の御指摘のとおり、今回、先月の24日、名古屋地方裁判所で裁判長から、私どもの全面勝訴とも言うべき判決をいただきました。口頭弁論において私どもの主張が受け入れられたと思っております。市民の皆様とともに喜びたいと考えております。

今回の訴訟が、先ほど議員もおっしゃったように、判決においては長、市長の裁量権の範囲を広く認めていただいたことに尽きると考えております。原告側も、この判決を重く受けとめていただき、新庁舎建設に御協力をいただきたいと思いますと考えております。

また、今後とも市民の皆様、そして議員各位の御協力をいただきますことを重ねてお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） ただいま市長のほうから、この3年間にわたる思いの報告がありました。市民のほうから、一日も早く安全・安心な庁舎を望んでいるという言葉は、確実に市長のほうに届いておると思います。今回の名古屋地方裁判所の判決をいただいたことにより、改めて庁舎建設のほうが進捗していくことを期待するところであります。

それでは、市長のお話を聞きましたので、次に今回の裁判に至る経緯、また裁判の結果内容について質問をさせていただきます。

現庁舎は弥富町役場として昭和41年に鉄筋コンクリートづくりの3階建てとして建築され、昭和53年及び昭和61年に増築が行われております。よって、昭和41年に建築された部分につきましては、現行の建築基準法施行令が定める耐震基準には満たされておりません。このことにつきましては、平成8年11月に耐震診断が行われておるとは思いますが、その結果についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 耐震診断結果につきましては、構造耐震指標  $I_s$  値により判定がされております。その  $I_s$  値が0.3未満である場合は、震度6ないし7の大地震が発生した場合、倒壊または崩壊する危険性が高いとされております。平成8年の耐震診断結果において、本庁舎棟の1階が、 $I_s$  値が0.29、3階が  $I_s$  値が0.21との結果が出ており、発生が懸念されます南海トラフ巨大地震による弥富市の想定震度が震度6強から震度7と想定されておることから、万が一南海トラフ巨大地震が発生した場合、倒壊または崩壊の危険が高いということになります。

なお、耐震診断結果につきましては、ホームページ等でも公開をさせていただいております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） 今、副市長のほうから耐震の結果の報告がありました。構造耐震指標である耐震性能  $I_s$  値が0.3未満である場合、震度6ないし震度7程度の規模の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が極めて高いとの評価になっております。また、この耐震性の問題のほかに、現庁舎は会議室の使用が不便であったりエレベーターが設置されていない等の住民の皆さんへの利便性に欠けていることなどから、新庁舎建設への流れとなりました。

新庁舎建てかえにつきましては、弥富市庁舎改築等検討委員会を経て、市議会の了承を得て建築計画が進められてきたはずで、これらの協議の結果は、現庁舎周辺の土地を購入した上、現庁舎を解体し、現庁舎より敷地を拡大して新庁舎を建設するものとまとまりました。そして平成24年、新庁舎の基本設計案を公開したわけであり、これまでの私のまとめについて間違いがなかったか、確認をさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今、議員が言われたとおりでございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） それでは、今回の裁判では大きく争点となりました1点目は、現行庁舎周辺の土地購入費への支出行為の違法性があったかなかったか、そして2点目は、購入予定地内にある建物の移転補償金の支出行為の違法性があったかなかったかであります。この2点、それぞれの争点における詳細と裁判所の判断、さらには見解について御説明をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 土地購入費及び物件移転補償費の支出行為が違法であるとする原告の主張を裁判所が棄却した理由について、この裁判の判決書からの引用にて説明をさせていただきます。

まず、土地購入費の支出の違法性の有無については、裁判所は前提として、財産の取得については長の合理的な裁量に委ねられており、裁量権の逸脱、濫用があると認められる場合に限って違法となると判示しております。その上で裁判所は、原告が主張する土地購入費の支出行為の違法性の根拠とされる3点について、それぞれについて裁判所の判断を記載しておりますので、一部要約しておりますけれども、説明をさせていただきます。

まず、1点目の原告の主張ですが、弥富市が土地購入費を算定する際に、複数の鑑定評価を行った上で比較検討し、公正・妥当な額を求めるべきであったとの原告の主張に対し、裁判所の判断は、市が行った鑑定は、不動産鑑定士が一般的な鑑定手法によって鑑定評価額を算定したものと認められ、特段不合理な点を見出すことができないことに照らせば、さらに経費をかけて複数の鑑定を行うべき必要性があったとは認められず、長の裁量権の逸脱、濫用はないとしております。

次に、2点目の原告の主張であります。減額譲渡契約の締結については、弥富市の条例、弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の第3条の定める減額譲渡が可能な場合には該当しない上、弥富市議会において買収地と代替地との交換が適正な対価によらないことについて審議が尽くされているとは言えず、地方自治法237条第2項の議決があったということもできないから違法であり、本件土地購入費の支出は、減額譲渡を含む買収地と代替地の事実上の交換のためにされる財務会計上の行為と一体のものであるから違法であるとの原告の主張に対し、裁判所は、買収地の売買契約及び代替地の減額譲渡契約は別個の契約であり、前者は不動産の取得を内容とし、後者は不動産の処分を内容とする点においても性質が異なる。また、本件の買収地の売買契約は議会の議決を必要としないのに対し、減額譲渡契約は議会の議決を必要とするなど、法令上異なる規制を受けること。弥富市は、減額譲渡

契約の内容が確定した段階で、地方自治法第237条第2項により議会の議決を求めることを予定していること。減額譲渡契約行為や、その契約に基づく支出の行為は、買収地の土地購入費の支出行為とは別に、監査請求、住民訴訟の対象とすることができると解されていること等の諸点を考慮すると、買収地の土地売買契約に基づく支出行為は減額譲渡契約の締結行為等の財務会計条の行為と一体のものとは言えないから、原告らの主張は前提を欠き、失当と言うほかないと判断しております。

最後に、3点目の原告の主張ですが、弥富市は地権者に代替地を安価で譲渡するだけでなく、代替地に碎石を敷いて整地すると約束しており、地権者からの不合理で過大な請求を受けることとなった原因は、地権者との交渉に先立ち新庁舎の基本設計を公開したためであるとの原告の主張に対し、裁判所は、減額譲渡契約に関して違法を主張する部分は、先に述べたとおり失当である。また、土地の買収価格は鑑定評価書に基づいてのものであり、原告の言う契約に先立って基本設計を公開したからという事情が影響したとは認められないから、違法な点は認められないと判断しております。

以上のことから、名古屋地方裁判所は原告の訴えでありました土地購入費の支出の差しとめ請求を棄却したものであります。

次に、物件移転補償金の支出に対する違法性の有無についてでございますけれども、裁判所は、前提として地方公共団体の長が移転補償契約を締結することは、当該土地を取得する目的や必要性、契約の締結に至る経緯、契約内容に影響を及ぼす社会的・経済的要因等の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられているとし、そのような事情を総合考慮した上で、なお裁量権の逸脱、濫用があると認める場合に限り違法となると判示しております。

まず、原告が移転補償費を高額過ぎるとした根拠は、損害保険会社が用いる新築費単価法による試算や一級建築士による積算金額に基づくものでしたが、裁判所は、損害保険会社が用いる新築単価法はあくまでも簡易な試算であって、建物の個別事情が十分に反映されているとは言えず、合理的な物件移転補償費とは認められない。また、一級建築士による積算金額については、エアコンを除いて単価の根拠が明らかでなく、直ちに採用できないとしております。

一方、市側の補償額については、まず弥富市が国土交通省中部地方整備局に事務所を置く中部地区用地対策連絡協議会に所属していることを確認し、市の補償額は、その連絡協議会が作成した損失補償算定標準書に沿うものであると認められ、その内容に特段不合理な点は認められないとしております。

また、補償費に含まれている設計監理費が高額過ぎるとして原告の主張に対しても、市の積算額は損失補償算定書により算出、積算されており、特段不合理な点はないとしておりま

す。

さらに、駐車場に関する補償費のうち休業補償料を支払う必要はないとする原告の主張に対し、裁判所は、休業補償料の支払いの適性を認め、休業補償料を支払うことを内容とする移転補償契約を締結することは、直ちに裁量権の範囲の逸脱または濫用があると言うことはできないとしております。

以上のことから、移転補償金のうち支出されることが相当な確実さを持って予測される補償金について支出行為を行うことが違法であるということとはできないとして、原告の主張を一部却下、その他の訴えをいずれも棄却するとの内容の判決でございました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま副市長のほうから、今回の裁判での争点となりました現庁舎周囲の土地購入費の支出行為の要請があったかなかったか、また2点目の購入予定地内にある建物の移転補償金の支出行為の違法性があったかなかったか、これについて裁判所の判断をかいつままで報告をお聞きしたところであります。

報告を受けて、少し確認をさせていただきます。

まず、争点の1番目の土地購入費の支出行為に違法性があったかなかったかということで、1点目の原告の主張であります。土地購入費を算定する際に、複数の鑑定評価を行った上で公正・妥当な額を求めるべきであるという主張に対して、裁判所の判断は、市が行った鑑定、不動産鑑定士が行った鑑定は、特段不合理な点を見出すことができない。さらに経費をかけて、複数の鑑定士によって鑑定を行うべき必要性があったとは認められないという判断であります。

また、2つ目の原告の主張であります。減額譲渡を含む買収地と交換地の事実上の交換のためにされる財務会計上の行為と一体のものであるという主張に対して、裁判所の判断は、買収地の売買契約及び代替地の減額譲渡契約は別個の契約であり、前者は不動産の取得を内容とし、後者は不動産の処分を内容とする点において性質が異なると言ってみえるわけであり、この辺のところは大きな違いがあるなあとお聞きをしておりました。

そして、3つ目の判断であります。原告の主張であります新庁舎の基本設計を公開したから、地権者から不当な交渉を受けてしまったという原告の主張に対して、裁判所は、土地の買収価格は鑑定評価に基づいたものであり、原告の言う契約に先立って基本設計を公開したからという事情が影響したとは認められない、このような判断をいただいております。

そしてさらに、土地の上にある建物の物件移転費の要請があったかなかったかということでもありますけれども、これにつきましても原告らの主張は採用することができません。また、

本件物件移転補償金のうち、支出される相当の确实さをもって予測される金額について支出行為を行うことが違法であるということはできないと、こういった内容の判決の文が副市長のほうから報告されたわけであり、原告の主張というものは却下、また棄却、そして失当という言葉で取り扱っているわけでありますけれども、先ほど副市長のほうから、2点目の主張について裁判所の判断の中で、原告らの主張は前提を欠き、失当というほかないという言葉が、報告があったわけでありますけれども、この件についてももう少し具体的に報告をしていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 用地の買収は売買契約ということで、これは議会の議決を要しないということでありまして、それから相手方に減額して譲渡をしようとしている土地については、今後、地方自治法第237条第2項の規定によって議会の議決を求めて行っていくということでありまして、これらを一体的に考えるということについては、裁判所としては前提を欠いていると判断しておるというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次君） 判決文が長きにわたって報告されておるわけでありましてけれども、まとめて今回の3年間の原告側の陳述全てが却下、棄却という形で判断してよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、却下といいますのは不適法である。1つ目の訴え、25年度補正予算の支出、それから27年度予算の支出でありますけれども、それぞれ事実上執行できないですよ、25年度につきましては。そういった意味で却下。それと、そのほかの事実上支出できると想定される部分については、それぞれ先ほど説明したように、それぞれ争点を裁判所がきちんと整理し、それらについて理由がないということで、棄却という判断をされております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次君） また詳しく、この裁判所が出されました判決文については目を通させていただきたいと思います。

いずれにしても、減額譲渡につきましては地方自治法第96条に定める議会の議決事項であり、私ども議会といたしましても、慎重審議の上、今後判断をしていかなければならないと思っております。改めて、ここで我々議会といたしましても、この減額譲渡につきましては慎重に審議することを決意するところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

裁判の結果については、かいつまんで報告していただいたわけでありまして、そして、結果

が出てきたわけでありますけれども、次にこの裁判で結果が出たということで、原告への対応についての質問をさせていただきます。

新庁舎建設事業に対する訴訟につきましては、今まで述べてきたように、平成25年10月に訴訟が提起されて以来、先月24日の判決まで3年間にわたり係争され、新庁舎建設事業の進捗に大きな影響を及ぼしたわけであります。市民からは、一日でも早く安心・安全な庁舎を望んでいるのに、訴訟により3年近くもおくれていることに怒りを感じる、また仮移転期間が長くなり大変不便を感じていると、事業がおくれた原因である訴訟に対して怒りの意見をお聞きしております。

また、工事費等も年々増額傾向にある中、新庁舎建設工事費も例外ではないと考えております。おくれればおくれただけ、工事費が増額となることでしょう。

このように、事業がおくれたことにより市に与えた損害に対し、市は原告に対し、損害賠償を請求する考えはあるかないか、答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 新庁舎建設事業に対する訴訟は平成25年10月に提起され、先月、11月24日に判決が出ました。その判決は、原告の主張を一部却下、その他はいずれも棄却するというものであり、結果、私ども市の主張が全面的に認められたものでございました。しかし、この訴訟は3年もの期間を要し、新庁舎建設事業の進捗が大きく遅延したことは事実でございませぬ。また、議員の御指摘のとおり、建設工事費も年々な増加傾向にあり、今後発注を予定しております新庁舎の建設工事費も、その影響は及んでくるであろうと懸念をしております。

このようなことから、原告に対する市の損害賠償請求についての御質問でございませぬが、原則として訴訟の提起が違法となるのは、いわゆる不当訴訟の要件を満たす場合に限られ、そうでない場合には損害賠償請求は認められておりませぬ。不当訴訟となるのは、法律上も事実上も根拠がなく、かつそれを知っているか、容易に気づけたのに、気づかずに提訴をした場合などのことです。本件住民訴訟におきましては、この不当訴訟の要件を満たすとは言いがたいと思っております上に、地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求、そして同法第242条の2第1項に基づく住民訴訟でございませぬ、市民に与えられた権利でございませぬ。市が損害賠償をするということは、市民に与えられた権利の行使をしづらくすることにもなりかねないということから、今回の住民訴訟に関しては損害賠償請求を行う考えはございませぬ。以上でございませぬ。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま副市長のほうから、これは市民に与えられた権利であり、市は原告に対して損害賠償を行う考えはないという報告であります。

しかし、あくまで事業がおくれた原因である訴訟に対しては、市民の大勢の皆さんから怒りの意見をたくさん聞くわけであります。しかし、与えられた権利ということで、このような形で損害賠償を求めないということでありますので、非常に私も怒りを覚えると同時に、悔しい思いであります。残念ですね。

それでは、次の質問に移ります。

最後になりますが、今回判決が出たということで、今後は粛々と新庁舎建設事業が進められていくものだと考えておるわけであります。多くの市民がこの判決を待ち望んでいたと思いますし、何よりも一日でも早い新庁舎の完成を期待していると思います。

そこで、新庁舎建設工事の今後の見通し、着手予定時期と完成予定時期を、現段階の見込みで結構でございますので、お聞かせをお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（伊藤重行君） それでは、御答弁申し上げます。

新庁舎建設工事の発注時期につきましては、来年度、平成29年度の早期の入札手続を予定しております。そして、建設工期につきましては、約24カ月から26カ月、おおむね2年ほどを見込んでおります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 2年ぐらいかかるということでありますけれども、きょうの新聞報道で、原告が控訴したということであります。これによって、今、室長のほうから報告がありました進捗について影響があるかないか、答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（伊藤重行君） 御答弁申し上げます。

市側といたしましては、1審の判決をもって粛々と事業の推進を図ってまいります。

また、今、議員御質問の中に危惧されておりますのは、他の機関との協議がまたおくれるんじゃないかという前提があると思います。まず、愛知県との協議を進めております事業認定申請につきましては、1審の市の勝訴の判決をもって事前協議を現在再開しております。本件の控訴をなされても、この事前協議は継続していくという確認をとっております。ただし、最終的な認定行為につきましては、事業認定庁であります愛知県が判断されることでございますので、この場におきまして影響があるかどうかのことは私のほうから申し上げることはできませんが、愛知県には適切な時期に適切な判断をいただけると確信しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 県のほうの判断でありますから、お答えできないということは当然かと思えます。

いずれにしても、今回の判決によって、市民が判決を待ち望んだと同時に、一日でも早い新庁舎の完成を期待しておるわけでありますので、今後順調にこの事業が進捗することを願うところでございます。

そして、最後に締めとして私のほうから市長に御質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ことしに入ってから、1月に青森で震度5の地震が発生をし、その後、東北地方、関東甲信越地方、宮崎と、各地で地震が起きています。4月1日には三重県南東沖で震度4、4月16日に熊本県で震度7、そして10月21日、鳥取県中部で震度6弱、さらに11月22日に福島県沖で震度5弱と、日本の各地で地震が多発しているわけであります。なぜかこの地域だけが発生していないのが不気味でなりません。

さらに、戦中戦後の歴史の中で起きた昭和4連続地震の前ぶれではないかという説も流れているわけであります。昭和18年に鳥取大震災が起きて、その翌年、昭和19年12月に東南海地震、さらにその37日後の昭和20年1月に三河地震が起き、さらに21年12月には南海大地震が起きているわけであります。ことしの地震の発生頻度を考えると、この4連動地震のような被害がこの地域にも起きる時期がいよいよ近いかと考えてしまうわけであります。

大災害が発生した場合、災害対策本部となる市役所が今現在は分散され、十分な機能が発揮されない状態では、このまま大災害に見舞われて大変な被害となることが想定できるわけであります。

そこで、市長にお尋ねをします。

市民から、一日でも早く安心・安全な庁舎を望んでいるとの声もあり、一刻も早い建設着手は多くの住民が待ち望んでいるはずであります。そこで、新庁舎建設への思いを改めてお聞きいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

新庁舎建設事業の訴訟につきましては、11月24日の判決をもって一つの大きな区切りがついたと、そのように考えておるところでございます。今後は、新庁舎建設事業につきまして停滞しておりました関係機関との協議を再開し、必要な手続を経て着実に進めてまいりたいと考えております。

けさの新聞記事で原告側が控訴されたことを知りましたが、いろんな思いがあつての控訴だと思っております。このことも想定をしておりました範囲でございますので、昨日、顧問弁護士と、その対応について協議をさせていただいたところでございます。

現在は、今まで訴訟により協議を進めることができなかった県との事業認定申請のための協議も再開しておりますが、先週、弥富市にお見えになりました大村知事に対しても、口頭

で事業認定のことにつきましてはお話をお願いし、近日中には担当の副知事にお会いをして、県との協議がスムーズに進行し、早期に事業認定をいただけるようお願いするとともに、市としては本件訴訟が控訴されたわけでございますけれども、新庁舎建設事業を粛々と進めていく決意であることを御報告し、県には今後も引き続き御支援をいただくようお願いしてまいります。

議員の御質問のように、多くの市民の方が新庁舎の一日も早い完成を望んでおられます。市といたしましては、安心で安全なまちづくりの拠点として、また地域活動の拠点として、市民の方々に親しんでいただける新庁舎の早期完成を目指し、邁進していく考えでございますので、市民の各位、そして議員の皆様の御支援、御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま市長のほうから、改めて新庁舎に対する思いをお聞かせいただいたわけであります。我々議会側も、今後上程されてくる議案につきましては、先ほど申し上げたとおり、慎重に審議をしていく決意でありますので、この計画が粛々と進むことを切に願って、質問を終わらせていただきます。

また、11月24日の判決に伴って、私のほうにいろんな人からお話があるわけであります。原告に言うておいてくれと。木を見て森を見ずという言葉があると。私は何を言っているかわかりませんでしたから、ちょっと調べてみましたら、昔のことわざであるんですね。余り細かいことばかり言うて肝心なことを忘れておってはいかんぞということだそうです。多くの方がそのとおりだと。原告によろ言ておいてくれと。木を見て森を見ず。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、本日は大きく2点質問させていただきます。

まず第1点目、教育関係についてであります。

去る10月1日、弥富市の教育のかなめである教育長人事があり、新たに奥山巧氏が就任されました。教育長というのは、まさに大変な責任の重い職であると思います。もちろん、新教育長にはその認識が十分におありだと思えます。

そこで新教育長に、今後の抱負と、その意気込みをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 初めて発言させていただきます。どうかよろしくお願いします。

では、教育長としての抱負を述べさせていただきます。

一昨年7月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、教育委員会制

度も大きな改革がなされました。このたび、これまでの教育委員長と教育長が担ってきた職責を一身に引き受ける立場となり、改めてその重責を痛感しつつ身の引き締まる思いです。

私は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長とも連携強化を図るなど、教育委員会制度改正の趣旨を十分に踏まえ、市民のニーズをしっかりと把握し、迅速果断にスピーディーな教育行政を進めてまいりたいと思いますとともに、教育委員会の運営に当たりましては、多様な経験や見識をお持ちの教育委員の皆様のお意見を御意見を取りまとめ、教育に反映させることが重要な任務と受けとめ、力を尽くす覚悟でございます。

特に、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する立場である新教育長の立場に鑑み、教育委員会が決めた方針に基づき、粛々と仕事を進める立場に加え、これまでの教育委員長が担ってきた教育理念や未来展望など教育委員の深い思いを取りまとめ、明確に示す役割を果たしてまいります。

さて、学校においては、質の高い教育力を発揮し、子供の生き抜く力を育むことが強く求められています。教職員は一人一人の子供を大切にし、校長は一人一人の教職員を大切にし、教育委員会は一人一人の校長、そして一つ一つの学校を大切にする、このような教育風土を弥富市に築き上げていくことも私の使命であると思っています。

また、大きな課題の二つに、地域と連携した防災教育の充実といじめの問題があります。

学校と地域が一体となって防災・減災に努め、子供のときから自助・共助の精神を醸成させたいと思っています。

いじめの問題については、決して許されるべきものではなく、子供たちが人間性・社会性を身につけていく成長の過程において全ての子供に起こり得る問題であり、全ての教職員の力を結集し、防止に全力で取り組んでいく所存です。

今後は、総合教育会議において定めました弥富市の目指す姿である知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を、その実現に向けて、第1次弥富市総合計画の政策目標である「人が輝き文化が薫るやとみ」を基本理念とし、教育・文化のまちづくりを重点構想として、あすの本市を担う人材の育成と特色ある文化のまちづくりをリードする取り組みを重点的に推進していきたいと思います。

ぜひ議員各位の御協力、御支援をいただきながら、緑と文教のまち弥富を実現してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やる気が伝わってくる答弁で、今後楽しみとなりました。

答弁にもありましたように、平成27年4月1日から改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されました。しかし、施行日において、在任中の教育長については、その教

育委員としての任期が満了するまで、旧制度の教育長として在籍する者とする経過措置がとられました。したがって、本市ではこの法律に基づく新教育長は本年10月1日からということになります。つまり、奥山新教育長からということになるわけです。

そこで、お尋ねをしたいと思います。この新教育委員会制度になって、教育長の権限も含めて変わった点は何でしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 新教育制度の変更点について申し上げます。

これは平成26年6月13日、第186回国会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立し、同月20日に公布され、経過措置がございますが、平成27年4月1日から施行されたものでございます。

この改正法においては変更点は大きく5点ございまして、1つ目は教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置、2つ目は教育委員会のチェック機能の強化、3つ目は総合教育会議の設置、4つ目は市長による大綱の策定、5つ目は国の関与の見直しなどを盛り込んだものとなっています。

主なものとしまして、教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置についてでございますが、旧制度においては教育委員会の中に委員会の主催者である委員長と事務の統括者である教育長が存在し、どちらが責任者かわかりにくいという課題がありました。新制度では両者を一本化し、新たな責任者（新教育長）を置き、新教育長の権限としては、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされ、教育行政の第一義的な責任者が新教育長であることが明確になりました。

また、旧制度では市長はあくまでも教育委員を任命するにとどまり、委員長や教育長は教育委員会が委員の中から選ぶという制度であったため任命責任が曖昧になっているという課題がありましたが、新制度では市長が教育長を議会の同意を得て直接任命することになり、市長の任命責任が明確化されました。

さらに、旧制度では、教育長は教育委員としての任期の間在任し、委員でなくなったときはその職を失うとされ、事実上4年の任期となっておりましたが、新制度では任期が3年となりました。これは、市長の任期4年よりも1年短くすることで、市長の任期中少なくとも1回はみずから教育長を任命できること、教育長の権限が大きくなることを踏まえ、委員よりも任期を短くすることで委員によるチェック機能と議会同意によるチェック機能を強化できること、計画性を持って一定の仕事を行うためには3年は必要と考えられたことによるものでございます。

次に、総合教育会議の設置でございますが、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、

市長と教育委員会が協議を行う場として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設けることとされました。

それと、市長による大綱の策定ということについては、市長と教育委員会との連携を強化し、市長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制を構築するため、市長は市の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとされています。これにより、地域住民の意向のより一層の反映と教育施策の総合的な推進を図ることとしています。

今後は、改正の趣旨を踏まえ、市長部局との連携を図り、時代の変化に対応した教育施策を展開してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） この法改正に至るプロセスの中で、教育委員会制度の廃止論もあったということを教育関係者は思い、教育委員会の存在が住民に開かれたものとして信頼を得るよう、積極的な取り組みがなされることを期待したいと思います。

それでは、以下教育問題についてお尋ねをしたいと思います。

間もなく中学3年生にとって厳しい高校入試がやってまいります。高校入試制度は普遍的なものではなくて、よく変遷してきていると思います。平成29年度、つまりこの春の入試から公立高校推薦入試が変わると聞いておりますが、どのように変わのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 平成29年度の全日制公立高校の入試制度が変更になり、大きくは3点ございます。

1点目は、学区とグループ分けについて。現行は、三河地区は三河1群・三河2群であったものが、三河群としてまとまりになります。尾張地区は1群・2群とのグループ分けは変わりありませんが、2つの群に含まれる共通校がふえております。群の中のAグループから1校、Bグループから1校の合計2校が受験できることに変更はございません。尾張はほとんど変更はないということです。

2点目は、推薦制度についてです。これが大きく変わりました。これまで2月中旬に推薦入試を行い、合否判定をした後、3月に一般入試を行ってまいりました。新制度では、一般入試と同日、3月に推薦枠で受験します。このとき、推薦枠で受験した学校を第2志望校にすることはできません。当日のテストも一般入試と同様に行い、推薦枠で合格の場合は推薦枠で合格、推薦枠で不合格の場合は、そのまま自動的に一般入試の枠に回り、合否判定されることとなりました。このことで、2月中旬に行われていた公立高校の推薦入試関連の事務・業務がなくなり、各学校、これは中学校も高校もそうですね、行事予定にゆとりが生まれます。

3点目は、配点が変わります。配点についてですけれども、これまで各教科20点満点、5

教科ですので100点満点ですね、これまで100点満点だったものが、各教科22点満点で5教科合計110点満点に変更されています。

さらに、試験時間については、現行は各教科40分だったものが、各教科45分になります。当日の配点が大きくなるために、現制度と比べると全体的により当日点重視になると思われます。

なお、詳細については、愛知県教育委員会のホームページを参考にさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私も経験したわけですが、この公立推薦入試というのはなかなか難しい面があると思います。生徒や保護者によくよく理解していただくことが大切だろうと思っております。どうかそのあたりをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、キャリア教育についてお尋ねをしたいと思います。

最近、よくキャリア教育という言葉を目にします。キャリア教育とはどんなものか、お答えをいただきたいと思っています。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 少子・高齢化、産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化等を背景として将来の不透明さが増幅している中で、学校教育の早い段階から自立した社会人・職業人となるための基礎的な教育の充実を図る必要性から、児童・生徒が社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく力を身につけさせることがキャリア教育であると捉えています。今から十数年前にフリーター・ニートの増加が社会現象になったとき、キャリア教育の必要性が強調されるようになりました。

小・中学生にとって今は、学校での勉強や部活、集団生活を学ぶことが一番大切ではありますが、将来を見据えて、社会人になったときに直面するであろう困難にいかに対応して乗り越えていくかの知恵や力を身につけることが重要であります。そのためにもキャリア教育の充実は必要不可欠なことから、今後も保護者や地域との連携した取り組みや地域の教育力を生かした取り組みにより、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進し、地域との協働につなげていければと考えています。

具体的には、各中学校で行われている3日間の職場体験学習、職業調べ、それから進路説明会、ボランティア体験活動など、小学校における地域の方を招いての伝統文化体験活動、農業生産収穫体験活動などで、職業観を養ったり、働いている人々の考えに触れたりして、自己の生き方を見詰める活動を行っています。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁でありますなら、これまでもやってきていることが多いと思っております。私が心配しておりますのは、飽和状態である学校現場、教育課程の一日の中で、人権教育であるとか食育・環境教育、平和教育、主権者教育、情報処理教育、英語教育、防災教育等々、まだたくさんありますが、実にさまざまな要望が入ってきております。総合学習の時間等を使ってやっていくのも限界だろうと思います。時流に合わせて、どれかを重視していくというやり方しかないのかもしれないかもしれません。

そこでキャリア教育に話を戻しますが、教育長の言われる生き方教育でありますなら、その中に生きる力の育成にさらに力を入れてほしいと思います。何か言葉遊びのようではありますが、この生きる力の育成が叫ばれて、はや15年ほどたつでしょうか。本市の教育大綱の中でも、知・徳・体の体の分野で、たくましく生きる力を養うとあります。私も、この7月に芳寿会から出された本「生きるってすごいことだよ」を読んで、ますます生きる力の育成の重要性を感じております。

生きる力といっても、多岐多様にわたります。具体的な言葉で子供たちにわかりやすく提示していただけるとよいと思います。例えば、気づく力、頑張る力などあると思います。この力は、文科省の言うアクティブ・ラーニングと連動するものだと思います。教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） アクティブ・ラーニングについて考えを述べさせていただきます。

課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び、これが2015年10月現在、文部科学省で用いられているいわゆるアクティブ・ラーニングの定義です。

ことは、前年に引き続きノーベル医学・生理学賞の受賞者に、オートファジーと呼ばれる仕組みを解明した東京工業大学栄誉教授の大隅良典さんが選ばれました。このオートファジーの研究で、パーキンソン病などの予防法や治療法の開発につながるのではないかと期待されています。大隅さんは、子供たちへのメッセージとして、「あれっと思うことが世の中にたくさんあると思うので、その気づきを大切にしてほしい」と、気づきを強調されています。

教育の現場でも、以前の教師主導の教え込む授業では、知識やわざは全員に公平に伝えることはできても、一人一人に定着させていくことは難しいものです。しかし、自分の考えを人に伝えたり、人の考えを聞いたり、グループで討論したり、実際に見たり、聞いたり、体験したりした中で、やっぱりそうだったんだ、また全然自分の考えとは違っていた、自分の考えは甘かったなどと、いろいろな活動の中ですり合わせながら気づいたことは腹の中にすんと落ちます。そして、子供たちは確固たる自分の考えを持つのです。アクティブ・ラーニングの究極の目標は、一人一人に自分の考えを持たせることなのです。これが生きる力と

なつてきます。

弥富市の小・中学校では、このようにアクティブ・ラーニングと呼ばれる教育を数年前から盛んに行つて、子供の気づきを大切にしています。毎年11月に行う中学校2年生の広島研修では、戦争・平和・人類といった大きなテーマでの気づきを体験してきます。平成30年度から教科化される道徳には、先進的にアクティブ・ラーニングを取り入れて、弥富市小・中学校11校が取り組んでいます。本年10月25日には日の出小学校で愛知県道徳教育研究会が開催され、弥富中学校と日の出小学校の全クラスで道徳の授業公開がなされ、アクティブ・ラーニングの実践を見てもらいました。

今後とも、基礎的学力は確実に定着させ、気づきを大切にした教育実践を推進していき、自分の考えをしっかりと持ち、主体的に頑張る生徒の育成に努力する所存です。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） もう既に本市ではやられておるといふような答弁も聞き、大変心強く思つておるところであります。子供たちが将来に夢を持つといふことは大切なことですが、進路選択の自由ももちろんあつていいわけですが、好きな仕事、自分に合つていふ仕事なんていふものはなかなかないと思ひます。自分に不向きだと思つていたものが、1年やつてみたらおもしろかつたといふことは往々にしてあるものだと思います。その1年が、私は気づく・頑張る力だろうと思ひます。学校生活のどこかで気づく・頑張る力をさらに身につけさせていくことができるといふことを思ひます。

最後に、市長に教育行政全般についてお尋ねしたいと思ひます。特に、新教育委員会制度、教育環境整備についてのお考えをお聞かせいただければと思ひます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

新しい教育委員会制度につきましては、今回の改正点につき、先ほど教育担当の部長のほうから御説明をさせていただいたところがございます。今回の改正に伴い、首長の教育行政における役割がより一層重要になつたと私自身も認識をするところがございます。新しい教育長の任命であるとか、あるいは教育大綱の策定であるとか、あるいは総合教育会議の開催であるとかといふ改正法に基づく事務だけではなく、従来からの教育委員の任命や予算の編成など、さまざまな場面で教育委員会に対してより一層の支援をしていく必要があると認識しているところがございます。また、予算等の権限を有する首長として、日ごろから教育行政について教育委員会としっかりと協議を行い、方向性を定めていきたいと思つておるところでございます。

永井議員の御指摘の教育環境整備につきましては、学校教育、あるいは学校の運営上の環境整備につきましては行政の大変大事な役割であるといふことを認識しているわけでござい

ますが、これまで校舎の耐震化、あるいは天井落下の防止策、あるいは防災対策やトイレの洋式化、あるいはグラウンドの整備等々老朽化対策を講じてまいりました。先月も全ての小・中学校を訪ねさせていただき、校長先生、あるいは校務担当の先生と、それぞれの学校の問題点について、課題についてお話を伺ったところでございます。それをまとめますと総額として2億円強の予算になるわけでございますが、社会資本の整備、あるいは農村・農業の整備事業も大事ではありますが、新年度におきましては教育環境の整備について、その予算の配分を強化していきたいと考えております。

特に昨今、御父兄のほうから御要望されるところが、学校におけるエアコンの導入でございます。勉強を集中的に取り組まなきゃならない夏季の問題について、今までもいろいろと我々としては整備してまいりました。扇風機の普通教室の全校についての設置等々でございますけれども、今やエアコンの導入ということが多くの自治体においても叫ばれるところでございます。

私どもといたしましては、来年度から基本的なエアコン導入について考えていきたいと思っております。平成29年は設計等を実施し、そして平成30年には中学校の全ての普通教室にエアコンを設置していきたいと考えておるところでございます。このような形で、子供たちに対して環境整備をこれからも進めていきたいと思っております。

さらに、防災・防犯のほか、食物アレルギーへの対応であるとか、あるいはインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策についても、学校における危機管理の強化に向けてさまざまな取り組みをさせていただいているところでございます。

ソフト面におきましては、児童・生徒の学力・体力向上に予算を配分して、先生方にも積極的に取り組んでいただこうと考えております。

また、特別支援教育に関しましても学校の要望を反映した支援員の配置を行っており、教職員の負担軽減を図ってまいりたいと思っております。

また、新しい学習指導要領につきましては平成28年度から改訂され、移行期間を経て、小学校においては平成32年度から、中学校では平成33年度から全面实施される予定でございます。

また、毎年、中学2年生全員に参加をしていただいております広島平和学習につきましては、5年が経過するわけでございますが、私としては大きな効果を生んでいると確信しているところでございます。これからも継続してまいりたいと考えております。

最後に、市といたしましては5つの大きな柱として弥富市教育大綱を定めているわけでございますが、一つは学校教育の充実であり、一つは生涯学習社会の形成であり、一つはスポーツの振興であり、一つは文化芸術の振興であり、そして一つは青少年の健全育成でございます。一つ一つのテーマは非常に意味があり、大変大きな課題でもありますけれども、学校、

社会、家庭、行政がしっかりと連携をとり、あすの本市の担い手である児童・生徒を育ていかなければならないと決意しているところでございます。議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの市長の御答弁でエアコンの導入というお話をいただき、本当にありがたいの一言に尽きると思います。子供たちもさぞ快適な環境の中で、さらに頑張れるだろうと思います。

まさに日進月歩という言葉があります。1年の間に国や県の方針がどんどん出てまいります。教育の弥富ということで、多方面にわたる進歩を期待して、質問を終わりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 永井議員、ただいま質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は11時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井議員。

○5番（永井利明君） 休憩前に続きまして、質問の2番目に移らせていただきます。

潮見台霊園の運営と管理についてであります。

潮見台霊園ができて、もう40年ほどたっていると思います。はっきりとした沿革をお知らせください。お願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁を申し上げます。

弥富市潮見台霊園は、当時、公営の霊園がないことから、昭和49年1月8日に愛知県より許可を受け、整備をしております。この霊園はAからIまでの9つのブロックで構成されており、昭和50年11月にA・B・Eの3ブロック506区画、昭和60年2月にはC・F・Hの3ブロック432区画、そして平成19年1月にDの1ブロック200区画を整備し、整備済み区画数は1,138区画となります。

現在の状況ですが、利用許可を与えた区画は945区画あり、そのうち墓石が立っている区画数は618区画となります。なお、未整備についてはG・Iの2ブロック388区画となります。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の答弁にもありましたように、かなり歴史があるということがわかりました。A地区からH地区合計で1,138カ所、既に墓石が立っている箇所が618カ所、購入はされているけれども、まだ立っていないところがたくさんあるということですね。

それと、全く整地されていないところが2地区あると思います。この全く整地されていない2地区ですが、今後どうなっていくということでしょうか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

現在整備している区画数1,138に対して利用していただいている区画数は945となり、約83%の利用状況であります。先ほどお答えいたしました、945区画のうち618区画は墓石が立てられており、残りの327区画においては、いまだ立てられていない状況です。昨今は、時代の変化に伴い、墓地を持つのではなく、違った形で考える方々もふえてきているのではないかと思います。最近、返還される方が多くなっているのも、そのようなことから考えますので、今後も返還の数がふえてくると思います。よって、当面は利用状況の推移を見ながら、残りの区画の整備時期を決定していきたいと思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 御答弁にもありましたように、昨今、墓地・墓石に対する認識が変わってきているということがありますが、私は潮見台霊園の存在を知らない市民もたくさんいらっしゃるんじゃないかなあということを思います。この5年ほどの購入者数を教えていただきたいと思っております。

また、既に購入されてはいるけれども、327カ所ですね、購入されているのだけれども、結局立てなくて返還されている人もいるということではありますが、その数を教えてください。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

平成23年度からの5年間でお答えいたします。

平成23年度利用許可8件、返還8件、平成24年度利用許可9件、返還11件、平成25年度利用許可2件、返還8件、平成26年度利用許可4件、返還7件、平成27年度利用許可5件、返還10件となります。

なお、墓石を立てた後返還された方が、平成26年度に4件、平成27年度に2件あります。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 先日、環境課へお邪魔して、何かパンフレットはありますかとお聞きしたところ、何もないということでした。この時代ではありますが、さらなる周知も必要ではないかと思います。

ところで、1カ所の、購入とは言わないと思いますね、永代使用料ですかね、使用料代金は幾らになっているのでしょうか。お願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

霊園の利用料ですが、3つの区分になっております。現在整備されている7ブロックのうちA・B・Eブロックが1区画10万円、C・F・Hブロックが1区画11万5,000円、そしてDブロックが1区画14万3,000円となっております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） この代金の名目は永代使用料とかであると思いますが、管理費というのは入っているのでしょうか。お願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） お答えします。

霊園を利用するには、まず潮見台霊園墓所利用許可申請書を提出していただき、市より利用許可書と納入通知書を発行します。その後、永代使用料を納入していただくこととなります。それ以降は利用者の方から料金を徴収しておりませんので、永代使用料には利用されている間の管理費を含むと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） この潮見台霊園の全体の管理ですね、これは環境課が担当だと思えますが、年間を通してどんな管理をしてみえるのでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

霊園の維持管理についてですが、弥富市シルバー人材センターと委託契約を結んでおります。主な委託内容は、樹木の剪定、薬剤散布、除草及び清掃等を行っています。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 確かに購入されたところ、墓石が立っているところは、その持ち主とかが永代使用料を払った方が除草とか清掃を行うということではありますが、道路脇であるとか共用部、敷地全体の管理は誰かがやらねばなりません。それをシルバー人材センターに委託されているわけですが、その委託作業は年何回、何月ごろにやってみえるのでしょうか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

樹木の剪定作業については7月から9月に1回、薬剤散布作業については4月、8月の2回、除草作業については5月、7月、8月、11月の4回、園内の清掃作業については、トイ

レを含めまして週1回行っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） できて40年ほどということですが、北の排水路ですかね、その境にある白い鉄柵は朽ち果てているような気がいたします。一度よくごらんいただき、修理すべきところは修理して、より美しい霊園保持に努めていただくということを希望したいと思っております。

最後に市長にお伺いします。

今後、潮見台霊園についてどのようなお考えをお持ちでしょうか、お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

先ほどまでは潮見台霊園の沿革であるとか、あるいは利用状況等を所管のほうから御答弁させていただきました。今後の運営等については、時代のニーズの変化に伴い、霊園を利用される方が減少していくのではないかと考えております。市民の方々に霊園の周知をと議員のほうからもお話をいただくわけでございますが、市のホームページだけではなく、私どもとしては窓口においても周知できるようなものを作成してまいりたいと考えておるところでございます。

そして、施設管理におきましても、利用者の方々に不便なく、そして安全に使用していただけるように、また新たな方々に対しても利用していただけるような施設を確認し、維持管理をしていきたいと考えております。

今後の潮見台霊園につきましては、隣接する火葬場が御存じのように40年以上経過をしてみりました。老朽化が進んできているわけでございます。そして、そのことによって毎年、火葬炉の修繕工事も多額な経費を使って修繕をしているところでございます。こういったことを踏まえますと、霊園の未整備ブロックを一部利用して、平成29年度より基本構想を伴うような形で霊園の火葬場の整備を進めていきたいと考えております。これは、平成33年度まで合併推進債が利用できるということでございますので、その合併推進債を利用した形での新たな火葬場の整備をしていきたいと考えております。これは、平成29年度におきまして新市の基本計画の変更を考えていかなければなりませんので、議員各位にはよろしく御協力のほどをお願い申し上げていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、新たな火葬場の整備に対して、来年度からは基本構想、そして平成32年、33年度を目途にして整備を進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） また思わぬ御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきたいと思えます。

今回の質問は、市内の公園についてと就学支援制度について質問させていただきます。

まず、ことしの初めの3月議会で、私自身が選挙中に皆さんに御要望を伺った際、公園の要望がたくさんございました。そこで、3月議会に公園について質問させていただいたわけでございますけれども、そのときの回答といたしまして、市内の公園の配置を調査し、ない場所については検討していきたいという旨の御回答がございました。ところが前回、9月議会の厚生文教委員会にてその経過を尋ねてみると、新たに公園をつくることは考えていないということで回答されておりました。

では、まずこの調査に至ってどのように今なっており、どのように検討されたのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答え申し上げます。

本年3月議会で御質問をいただいております、今後策定予定の緑の基本計画の中で公園等の適正配置を計画していきたいと回答させていただきましたが、今現在、財政も大変厳しい状況にありまして、現在予算化されておられません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そこで、調査に予算がかかるということで、現在、それが今、停滞している状況になっていると言われておりますけれども、ではその調査費に対して予算がどれぐらい必要なのか、概算で結構ですので、お答えください。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 概算でございますが、約1,300万程度と見込んでおります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この計画の調査に当たって1,300万円と、結構高額だなあという実感はございますけれども、来年度予算を取って、こうした計画を調査することは考えておられますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 現在供用中の都市公園には、部分修繕の必要な施設も数多くございまして、本年度、公園施設長寿命化修繕計画を策定中でございます。今後は、この修繕計画に基づき、公園施設に係るトータルコストの低減と安全確保を図ってい

かなければなりません。

また、来年度からは都市計画マスタープランの見直し業務も予定してございまして、緑の基本計画はマスタープランに適合させる必要もございますので、もうしばらくお時間をいただきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これを計画していく中で高額になっている部分と、ちょっと時間が欲しいということでございました。

高額な調査ということでございますので、実際にどのような調査を想定されて、こうした1,300万に上るような状態になっているのか、調査の内容についてどのような形で検討されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 緑の基本計画でございますが、これは都市緑地法第4条で、緑地の保全及び緑化の推進に係る基本計画を市町村において定めることができるとされております。緑の基本計画は、先ほども述べましたように、市の都市計画マスタープランに適合していくことが必要とされております。

具体的な計画の内容でございますが、緑の市の将来像ですとか緑地の確保目標、また先ほどの中でも出ましたように緑の配置方針ですね、公園緑の配置方針、それと緑地の保全及び緑化の推進のための施策としまして公園緑地の整備方針、または管理方針等も定めてまいります。そのほか、緑化推進重点地区等の設定も含まれております。またそのほか、市民の声を取り入れるということもございまして、パブリックコメント等も実施してまいりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうした多岐にわたる形で調査されるということで、こうした高額な予算が必要になってくると言われておりますが、私としては早目にそうした調査を行ってほしかったのですけれども、予算と時間がかかるということで、私自身も、今、市民のニーズやパブリックコメントということでおっしゃいましたけれども、そうした部分において、公園のニーズということで皆さんの意見を聞いていきたいと思っております。

そうした公園のニーズがあるけれども、実際には公園のない地域等を回らせていただいて、話を聞いたり私自身がしたいと思って、またそれを報告させていただきたいとも思っております。ぜひその際には、前向きな検討をお願いしたいと思っております。もちろん、市のほうでもこうした緑の基本計画をなるべく早く調査できるような形で努力していただきたいなと思っております。

そこでまず、ニーズということであれば、3月時点から気にしておりました前ヶ須の西・

東の勘助付近で、小さな子供が今、多い地域にもなっておりますけれども、そこに公園がないということで、現状子供たちはどうなっているかといえば、実際には道路、要するに車道で遊んでいる、遊ばざるを得ないような状況に置かれているわけがございますけれども、このような危険な状態を市としてどのように考えているのか。こうしたところは一刻も早く解消していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） この前ケ須勘助地区には、御指摘のとおり公園等は設置がございません。しかし、民間開発等によりまして確保されました200平米程度の広場が3カ所ございます。広くはないため遊具の設置ですとかボール遊びのほうはできませんが、当面はこの広場のほうの御利用をお願いしたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、民間開発で、余ったと言ったら変ですけども、そういった土地が小さな土地であるということで伺いましたけれども、一つ一つ確かに面積は広くなくて小さいかもしれませんが、それらをうまく利用して、今のような状態を一刻も早く解消していただきたいなと思っております。

また、このほかにも、前ケ須の勘助地域だけではなく、そういう地域があるようには思っております。まず、そういう地域を調査して、ない場所については、あらゆる角度から何とか子供たちが元気で遊べる、要は道路で遊ばざるを得ないような状況を解消する方向で、市の保有している土地や財産がございますけれども、特に利用が早急に決まっていな土地とか、そういった有効活用をしてもらいまして、また場合によっては民地であっても、これはちょっと使っていないさそうだなと、私が見るとどう考えても草がぼーぼーで放置されているような、そういった土地があると思うんですけども、そういう土地を地主とも交渉して、買い上げとか、もしくは借用とか、そういうのも視野に踏まえながら、ぜひ子供たちが安心して遊べる環境を整えていくべきだと思いますけれども、そういったことに関して御意見のほうはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 3月議会以降、市が所有しております土地で公園として暫定的な利用ができないか等を調査いたしました。場所が遠いすとか、近い将来に本来の利用目的として使用しなければいけないなど、公園として早急に利用できる土地はございませんでした。また、この前ケ須勘助地区は現在も住宅開発が進んでおりまして、そういった業者からの問い合わせもございます。そういったことから、公園用地を早急に確保することは難しいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 3月議会以降、調査されたということでございましたが、私が言っているのは、今の状況でも、例えば今、前ヶ須勘助地域でいえば、小さいけれども、何とか利用できるように整備できるような土地があるということでございましたので、調査された段階では、そういう土地に対しては小さ過ぎて使用できないだろうという認識であったと思うんですよね。だから、そういった小さな土地でも、部分部分整備していけば何とか使えるようになるんじゃないかなと思うので、そのあたりを含めてぜひ検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員からは、市街化区域で公園の整備ということの御質問でございます。

緑の基本計画を我々としても早急に計画していかなければならないということは重々認識しているわけでございますけれども、前ヶ須の勘助地区におきましては、先ほども所管が話をしましたように、民間の住宅開発という形の中で、余剰地というか、そういった形の中の土地がございます。来年度、この広場におきましては、小さな面積ではございますけれども、安全の確保を図らなきゃならないというふうに考えておりますので、フェンスであるとか、あるいはベンチ等を設置して、利用し勝手のいいような形で整備をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、あいている土地等の借地計画につきましても、これも視野に入れていかなきゃならないなあとは思っておりますけれども、いましばらくお時間をいただければと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長におきましても、こうした前ヶ須地区に対して、まず早急に事故等のないように整備していきたいということもございました。またあと、時間はいただくけれども、これからそういったことを考えながらやっていただけるということで、強く要望しておきたいと思っております。

また、この際ですから、これからは子供にかかわらず、タウンミーティングのほうでも要望がございましたけれども、前回の9月議会でも健康都市宣言を行いましたよね。その中で、お年寄りの健康推進も考えた上で、健康遊具なども設置を考えていってはどうかという質問をする予定でございましたけれども、この後、三浦議員のほうから、この健康遊具に特化したような質問をされるということなので、そちらのほうに預けたいと思っております。

私といたしましては、子供からお年寄りまで誰もが健康で笑顔あふれる弥富市にさらに一歩前進するために、この公園の配置を考え、現状ない場所についてぜひつくっていただきたいと思っておりますし、また市のほうも、そういう問題意識を抱えているということで、時

間はいただきますけれども考えていくということでございましたので、そのことを要望しながら、次の質問に移りたいと思っております。

2点目ですね、就学支援制度についてお尋ねいたします。

この間、就学支援制度について幾たびか質問をさせていただきました。この就学支援の受給条件においては、私自身はほかの市町より弥富市は大きく進んだ状況になっているにもかかわらず、なかなか金額がわかりにくいとか、そういった状況で周知されていない状態でした。それから市のほうもかなり努力されたなあとという節が見られまして、所得と収入や、また世帯のモデルケースなどを示して、以前の周知と比べてもわかりやすい方法でインターネット等で掲載されている、または説明会にもそうしたものを提示して周知を図っているということで、わかりやすいものになってきているなど、努力しているなどと思っております。

そこで現在、この就学支援制度を受けている人数や世帯はどれぐらいいらっしゃいますでしょうか、まず伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 就学支援補助金のお尋ねでございますが、これは経済的な理由によって就学困難な小・中学校に就学するお子さんをお持ちの保護者の方に学用品購入費や学校給食費などを援助する制度の要保護・準要保護児童生徒就学援助費と、特別支援学級に就学するお子さんをお持ちの保護者の方に経済的な負担を軽減するために学用品購入費や学校給食費などを支給する特別支援教育就学奨励費があります。

平成28年度、この援助を受けてみえる児童・生徒の世帯及び人数は、現在のところ、小学生・中学生を合わせて、要保護・準要保護就学援助費は185世帯、277名、特別支援教育就学奨励費は16世帯、16名であり、合わせて201世帯、293名です。

また、平成27年度における援助補助金の実績額として、小学生分が1,071万3,170円、中学生分として1,175万9,595円となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、就学支援について、受けられている数や金額等、御報告いただきましたが、以前に比べて傾向としてふえているのかどうかお答えください。もしくは変わっていないとか。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 横ばいの傾向でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 横ばいということで、まだまだ皆さんに認知されていない状況になっているのかなとも思いますので、さらに周知のほうを、私自身も頑張っていきたいと思いますし、市のほうも努力のほうを引き続いてお願い申し上げます。

あと、この就学支援を受けられる方は、大体7月ごろに申請される方が多いのでしょうか。仮に入学してすぐ申請した場合に、あと初めに支給される日、申請がどれくらいであって、その人たちが最初に支給される日は何月になりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 申請については、今年度の場合、先ほど申しあげました支給人数293名のうち4月中の申請が224名です。また、7月までに273名で9割以上の方から申請をいただいております。受け付けは随時しておりますが、まずは年度当初から5月初旬の締め切りを決めております。取り扱いについては、その後も事務処理上間に合えば、6月や7月に入りましても受け付けをさせていただき、審査決定の上、7月を最初の支給月としております。

御質問にありました入学してすぐに申請をした場合、4月申請ということですので、最初は7月を初めての支給の月とさせていただいております。以上です。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 7月支給ということで、4月に申請される方が多くて、その方々が受けられるのが7月ということではなりましたが、一番お金が必要になってくる時期というのは入学準備の入学前だということだと思いますけれども、それが4月で申請しても7月からしか支給されないとすると、3カ月ほど待たなければならないという状態になります。ゆとりがあって別に大丈夫という家庭はよいのかもしれませんが、そもそも就学支援を受けるということは、それほどゆとりはない状態になっているものだと思います。そうしますと、その方々にとっては、その3カ月をやりくりするだけでも結構大変な思いをされて、何とか乗り切っている状況になっておると思いますけれども、何とか支給開始日を早めることはできないのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 早目の支給ということですが、こちらの対象者については、弥富市立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者であることとしておりますので、入学前ではこの制度の対象者ではないということ。また、支給決定に当たりましては、前年中の所得に基づき審査しますので、税務担当部局において6月に確定した所得額、また住民税の課税状況をもって判断し、7月に支給することとしておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まず、入学前だと制度対象者ではないということですが、その点に至っては、あらかじめ大体予想ができると思いますので、その部分は何とかクリアできるかもしれませんが、6月の確定所得ですよね、この条件に至っては確かに

所得の変動があるということでもありますので、これを待たなければいけないということですので難しいということでもあります。この点におきましては、確かに問題として解決していくのは難しいのかなとは思いますが、ほかの制度で使えないか等、私自身新しく調べ直しまして、そのことを考えながら今後考えていきたいと思っています。

まだまだ就学支援制度自体、知らずに大変な思いをされてやりくりされている御家庭もいらっしゃると思います。そういうことも含めながら、私のほうでも市民の皆さんに頑張って伝えていきたいと思っています。

小学校や中学校に関しましては、そうした就学支援のほうがございますが、高校生になると、それがもちろんございません。ただ、受けられないとはいえ、私立であれば助成金があったり、公立は授業料無料ということで、ないということもございますので、そういった形で私立等でさまざまな援助が受けられるかと思いますが、どのような援助が受けられるのか、公立・私立でどれぐらいの違いがあって負担額がどれぐらいになるのか、簡単でいいものですから、ぜひこの機会に説明していただきたいなと思っています。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 高校の就学支援ですけれども、県のほうの私立高校のほうの就学支援のほうは、これも収入によって段階がありますけれども、大体350万円未満ならば入学金も授業料も無料になっております。

それから、ちょっと細かいことは今資料がないもので言えませんけれども、40歳の大体の平均年収610万円ならば、授業料が大体一月3万3,000円のところ2万2,000円の補助、すなわち授業料は大体1万円ぐらいで済むということで、私が以前に勤めていた私立高校では、1,400人の生徒の中で180人だけその助成を受けられない、すなわち8割5分の生徒は県と国の私学助成の助成を受けていると、これが大体愛知県の私立高校の現状であります。

それから、市のほうでも所得に応じて年間1万円の私立高校に行っている生徒さんへの助成を行っているという現状でございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、教育長のほうから、私立でも負担が少ない状態で受けられるというのが今の教育状態だなと思っております、大変大きな援助が受けられるということで、子供の未来の可能性が大きく広がっていくんじゃないかなと思いますので、ただ1点、まだまだそうした援助制度や就学支援制度等を知らずに、本来受けられるのにもかかわらず受けていない方々もいらっしゃると思いますので、ますます周知をして、必要な方に必要な支援が行き渡るようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に障がい者のグループホームについて質問をいたします。

グループホームは、身体・知的・精神障がい者などが、世話人の支援を受けながら、地域のアパートやマンション、また一戸建てなどで生活する居住の場をいい、グループホームは入所施設と比べると規模は小さく、複数で暮らす生活の場です。したがって、グループホームにおける支援は、一人一人のニーズに沿って支援することになります。

国は、障害者自立支援法を廃止し、障がい者のために新しい総合的な法律である障害者総合支援法を成立、平成25年4月1日より施行されております。この法律により、重度訪問介護の対象者の拡大や、グループホーム、ケアホームの2つに分かれていたサービスがグループホームに一元化されました。

本市におかれましても、こうした国の法改正や制度などに伴いまして、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間とする弥富市障がい者計画・第4期弥富市障がい福祉計画を策定していただきました。新たな計画では、「共に認め、支え合うまち、その人らしく生きるを支援する・弥富」を計画の基本理念に掲げ、障がい者や高齢者等社会的な障壁がある方も、あるがままをお互いに認め合い、尊重し、ともに支え合いながら、全ての人が同等の権利を享受し生活できるノーマライゼーションの社会実現を目指すことをお示ししております。

そこで初めに、本市における障がい者の現状についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

平成28年4月1日現在の障害者手帳の交付状況でございますが、身体障害者手帳が1,403名、療育手帳が291名、精神障害者保健福祉手帳が291名、全体としましては1,985名となっております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

今回、私はこの質問をさせていただくに当たりまして、ある新聞報道の中で、「娘1人残して逝けない」と題しました母親の思いを記した記事に感動し、深く考えさせられた記事がありますので、少しここで読ませていただきます。

娘1人残して逝けない。大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの緩和ケア病棟に70代の女性が乳がんの末期で転院してきた。体にたまった水を抜いたりモルヒネで痛みをとったりするなど苦痛の緩和が中心となり、本人も死が近いことがわかっていた。入院5日目、体の痛みがある程度やわらいできた女性は、「助けて」と看護師に打ち明けた。女性は、自分のがんの痛み以上に深刻な家庭事情を抱えていた。女性には40代の一人娘がおり、発達障がいがあった。小遣いをもらって近所に簡単な買い物には行けるが、家事はほとんどできない。女性は入院中、娘のために、自宅にヘルパーや宅配弁当を頼んでいた。緩和ケア病棟に来るまでは、娘を残して死ぬ事実と正面から向き合えず、何の対処もしていなかった。既に夫は亡くなり、娘を託せる親族や友人もいない。私一人ではもう何もできないと事の重大さに気がつくのと、毎日、看護師や医師に「娘をどうかお願いします」と訴え続けた。病棟では、医療スタッフだけでは対応できず、ソーシャルワーカーも呼び、女性と話し合った。娘が生きていくにはどうすればいいか、女性が亡くなったときの事務処理や財産管理をどうするのか、課題は山積みだった。女性の地元自治体の福祉担当者にも相談をし、司法書士による後見人制度を使うこととなった。信頼できそうな司法書士に病院に来てもらい、女性に何度か会わせた。この方なら全部託せると、女性も納得した。後見人契約は普通は約3カ月かかるが、それでは間に合わない。手続を簡易化して、約1カ月で済ませた。その間、看護師は逐一経過を女性に報告した。福祉制度などを利用し、娘が1人で生きていける見通しが立った。入院40日目、後見人契約の日だった。女性の容体が悪かったため、関係者には時間を繰り上げて病院に来てもらった。契約中の女性の意識は鮮明で、これでよかったのよねとほっとした様子で署名をした。その日の夕方、眠るようにして亡くなったという記事でございます。

障がい者の親も当然高齢になるわけでありまして、障がいのある我が子の世話がいつまでできるのか、また親亡き後の我が子はどうなるんだろうかと、強い不安でいっぱいだったと思います。私も市民の方々より同じように、将来を案じる声や御相談をお受けします。

そこでお聞きします。市のほうにも、こうした課題に対し、相談や要望などはありませんか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

障がいを抱える御家族からの御要望についてですが、平成27年2月に市役所におきまして、弥富市中心身障害児（者）父母の会である「ひまわり会」の御家族の方と懇談会を開催いたしました。御家族からは、グループホームの必要性についての御意見や御要望を伺いました。特にグループホームの事業者については、親亡き後も将来にわたって安心した運営ができる公的な支援・関与があるグループホームの設立を望んでおられました。

また、毎年この会主催で開催されます七夕祭りやクリスマス会などの各種イベントなどに

おいても、役員の方からその都度御要望を承っている状況でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 問題は、障がい者を抱える親が高齢化をしていることです。弥富市障がい者計画・第4期弥富市障がい福祉計画の中のアンケート結果から見る施策ニーズの中でも、今後5年以内に希望としてどこで暮らしたいかという質問に対しまして、回答では、一番多いのが自宅、そして2番目には障がい者のグループホームということで希望されております。

そこで、市長にお伺いをいたします。

就労または就労継続支援などの日中活動をしている知的障がい者や精神障がい者の方々が、共同生活をしながら相談や食事の世話などと生活支援を受けられて地域生活へ移行できるように、障がい者のためのグループホームの設立を考えるべきだと考えますけれども、本市といたしましてどうお考えになるか、市長にお答えをお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員に御答弁させていただきたいと思います。

先ほど担当のほうから話をしましたように、昨今では身体障がい者、特に精神的な障がいをお持ちの方、あるいは知的な障がいをお持ちの方が我が市としても大変ふえてきているというような状況でございます。また、弥富市の心身障害者父母の会であります「ひまわり会」の皆さんからも、私のほうにおいてもさまざまな御意見をいただいております。そして、強くグループホームの実施を要望されているところでございます。

市といたしましては、平成26年度に策定いたしました平成27年度から29年度までの3カ年計画でございます弥富市障がい者計画と第4期弥富市障がい福祉計画におきまして、グループホーム等居住支援サービスの充実を重点項目に上げておるところでございます。

現在、市といたしましては、海部南部の障害者自立支援協議会の中におきまして生活の場チームというのを立ち上げさせていただきまして、平成28年9月からアンケートを実施させていただいております。まだアンケートの途中ではございますけれども、将来は自宅以外の施設やグループホームの利用を希望されている方が全体の回答の50%というような状況でございます。そのうち64%が、何と30代以下の若い方で占められているのも一つの大きな特色ではないかなあというように思っております。

いずれにいたしましても、市としてはグループホームの実施、あるいは運営など、今現在県のほうと、これは事業認可が県のほうになりますので、今、県のほうとも協議を重ねておるところでございます。この計画の期間内でありまして平成29年、来年度になりますけれども、市としてはこのグループホームの設置に対して一定の方向を示していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。ただいま市長より、今ちょうど推進への御検討中ということで、またこの計画の中で一定の方向性を示していただけるということで御答弁をいただきました。どうか一日も早いグループホームの設立をお願いし、強く要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、骨髄移植ドナーへの支援について質問をいたします。

公益財団法人日本骨髄バンクは、急性骨髄性白血病や再生不良性貧血などの血液の難病に有効的な治療法である骨髄移植を推進するため、骨髄提供希望者であるドナーを募り、患者さんへ骨髄などを提供する橋渡しを行い、全ての患者に生きるチャンスをとということで平成3年12月に発足以来、この12月に設立25周年を迎えます。最初の非血縁者間の骨髄移植は平成5年1月に実施をされまして、本年10月に行われた移植までこの24年間では、2万人の患者さんに命をつなぐ移植が行われたとあります。

日本骨髄バンクによりますと、現在ドナー登録者数は約46万人で、骨髄バンクを介した非血縁者間の骨髄移植も全国で年間1,300件程度実施されるほどとなり、白血病など血液の難病に係る医療提供体制の中で重要な役割を果たすとともに、こうした病気に苦しむ人たちにとっても大きな希望であると思います。

そこで初めに、市内在住者の現在におけるドナー登録者数と提供者数をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 骨髄バンクのドナー登録とは、骨髄・末梢血管細胞——以下「骨髄等」と申し上げます——の提供希望者が白血球の型（HLA型）などを日本赤十字社に登録することをいいます。

ドナー登録できる方の条件は、骨髄等の提供内容を十分理解している方、年齢が18歳以上54歳以下で健康な方、体重が男性45キログラム以上、女性が40キログラム以上の方であります。ただし、血圧、病気の既往歴などによってはドナーの登録ができないことがあります。

ドナー登録の受付窓口は、愛知県では一宮保健所ほか4保健所、愛知県赤十字血液センター及び同豊橋事務所と7カ所の献血ルームの計14会場でございます。津島保健所は入っておりませんが、ことし11月17日に特別登録会受付として津島保健所実施による登録受け付けが愛西市佐屋保健センターで行われました。弥富市でも、10月23日開催の健康フェスタ2016の中で骨髄バンクドナー登録会を津島保健所により実施されましたが、登録者はございませんでした。

日本骨髄バンクによりますと、平成28年10月末現在、全国で46万7,100人、愛知県は1万9,554人のドナー登録があり、人口1,000人当たりの登録者は全国40位となっております。ま

た、提供者数は愛知県の方で採取した方が1,564例となっております。

日本赤十字社によりますと、弥富市内の登録者数は平成28年3月31日現在で111人であり  
ます。提供者数は、公益財団法人日本骨髄バンクによりますと、平成28年11月24日現在で4  
人となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま民生部長からも、ドナー登録についていろいろ御説明を  
いただきました。

ただいまは弥富市内の登録者数が111名、そして提供者数は4名ということをお聞きいた  
しました。このドナー登録というのは、献血ルームなどで、先ほどもお話にありましたけれ  
ども、18歳から54歳の男女から受け付けをして、実際にドナーとなれるのは20歳から55歳と  
あります。

骨髄移植は、骨髄を提供する方と移植を必要としている患者の白血球の型が適合すること  
が必要で、骨髄バンクに登録されている方の中から患者に適合する型の人を見つけ出し、そ  
の人から骨髄提供者になるかどうかの最終意思を確認した後、骨髄採取が行われます。

しかし、一定の骨髄バンク登録者があるにもかかわらず、大きな課題があります。それは、  
骨髄バンクに患者登録をしている患者さんの9割以上に血液のHLA型が適合したドナー候  
補者が見つかるのに、実際に移植を受けられたのは、そのうちの6割にとどまっている  
ということです。

その原因として、実際に骨髄を提供するドナーになると、健康診断や骨髄採取のために1  
週間近い通院、そしてまた入院が必要になるため、提供する意思はあっても、仕事の都合な  
どさまざまな理由から時間をつくることができずに提供を断念せざるを得ない状況にあるか  
らです。

こうした方々のために、経済的にも精神的にも心配なくドナーになっていただけるよう、  
新潟県の加茂市は平成23年4月から全国発の骨髄移植ドナー支援事業を実施しています。そ  
の主な内容は、骨髄の提供に伴う休業等の経済的負担を支援する目的で、骨髄提供にかかわ  
る通院・入院に要した日数に対して市が助成金を交付するもので、1日につき2万円の助成  
を行っています。

また、岐阜県瑞浪市ではドナーに1日2万円、そして勤務先に1日1万円と、最長7日間  
分を支援する助成事業を実施するなど、同様の制度は全国で約170の自治体が、この制度を  
導入されております。

そして、これは本年9月の新聞報道にあったんですけれども、名古屋市議会の35歳の男性  
議員が、ことし5月に白血病と診断をされ、ドナー確保に手間取ったみずからの経験を踏ま  
え、同じように病気で苦しむ人を助ける環境整備に役立ちたいとの思いで自身の白血病を告

白したとされ、御本人いわく、骨髄バンクに登録しても、さまざまな事情で協力できない人が多くいる現状を身をもって知った。移植のために仕事を休む場合、休業補償が認められる制度が広がってほしいと、ドナー支援助成制度の必要性を訴える記事が掲載されていました。

しかし、この報道から2カ月足らず、残念なことに男性議員は移植が必要となるタイミングにドナーが見つからず、骨髄移植を受けることなく先月亡くなられたこととお聞きいたしました。心より御冥福をお祈り申し上げます。そして、名古屋市も近く、この助成制度が導入されることもお聞きをいたしております。

そこで、お伺いをいたします。仕事や家庭への負担などで経済的な不安なく骨髄提供ができる環境整備のため、本市におかれましても骨髄移植ドナーへの助成制度を導入すべきと考えますがいかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 白血病など血液の病気を治すには、骨髄移植等が有効でございます。この移植が成功するには、患者さんとドナーの白血球の型が一致しなければなりません。この型が一致する確率は、兄弟姉妹で4人に1人、非血縁者間では数百人から数万人に1人と非常にまれで、移植を受けられない患者さんが少なくありません。

そのために一人でも多くの方にドナー登録をしていただくことが重要でございます。広く一般の方々に善意の骨髄等の提供を呼びかけ、骨髄ドナー登録者をふやす必要があると考えています。日本骨髄バンクや県と連携し、ポスター、パンフレットの配布、ホームページを活用し、普及啓発活動に協力してまいりたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、骨髄バンクに登録されているドナーとHLA型白血球の型が適合しても、最終的に骨髄等の提供に至らないケースが見受けられるようでございます。その原因としましては、ドナーが実際に骨髄等を提供するには、議員もおっしゃられましたけれども、通・入院7日間程度必要でございます。その中で家族から反対されたなど周囲の理解が得られない、仕事を休みにくく休業補償がない、後遺症が残存する可能性がある、家族の介護、子供の保育、家族の交通・食事等のドナー本人以外への費用や労力負担について補助がない。全身麻酔による手術のため、行われる処置が全身麻酔を経験したことのないドナーに関しては予想以上に大がかりに感じられるなどが上げられております。

入・通院や交通費などは健康保険から支払われますが、骨髄等提供に伴う休業や子供の保育、家庭の介護など、経済的に支援するものはございません。こんな中、愛知県では、犬山市、東浦町が休業補償の支援事業を行っております。

本来ならば国や県が支援制度のことを策定していただけるとよいのですが、今後の国、県、近隣市町村の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 今、部長のほうから御答弁をいただきました。

一人でも多くの患者さんを救うために、行政ができ得る限りの施策を講じて、積極的に骨髄バンク登録の普及また啓発を行うことは、命をつなぐボランティアのお手伝いをするだけでもあります。

また、助成制度につきましても、ただいま愛知県では犬山市、東浦町、また近くは名古屋市も導入されるということをお聞きしております。そうした実施する自治体の取り組みを調査・研究していただくなどいたしまして、最終的に骨髄の提供につながるよう、ドナーの方の負担軽減であったり、また移植、そしてドナー登録につきましてもさらなる拡大を推進していただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光です。

通告に従いまして2点、次年度における防災、そして公園の有効活用について質問をいたします。

11月6日に挙行されました愛知県弥富市津波・地震防災訓練が成功のうちに終了し、改めて市民の皆さんの防災に対する意識が高まったのではないのでしょうか。

そんな折、11月22日に午前5時59分ごろ、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、福島、茨城、栃木の3県で震度5弱を記録しました。5年8カ月前の東日本大震災以降に発生した津波の中では、宮城県仙台市の仙台港では140センチと最大規模でありました。地元自治体や住民の方々の対応は素早く、津波警報や津波注意報が発令されたら、何はさておき高台に避難するという教訓に従っての行動がなされたそうです。

これを踏まえてまず、次年度の平成29年度に向けての防災について質問をさせていただきます。

私は平成26年度より海部地区水防事務組合議会議員に配属され、この28年度から引き続き組合議会議員として3年目を迎えております。洪水や高潮に際して、それによる被害を軽減することを目的に1949年に制定された法律で、水防組織と水防活動を定めています。この法律で、水防行政の基本的な責任主体は市町村とされております。関係市町村が共同して設置しているのが水防事務組合でございます。

海部地区水防事務組合は4市3町村で構成されておまして、日本最大と言われるゼロメートル地帯に位置し、管内のほぼ全域が海面よりも低い土地であり、昔から水害に悩まされていた地域でございます。その中でも昭和34年9月に発生しました伊勢本台風では、この地方に未曾有の高潮被害により甚大な人的・物的被害をもたらしました。現在、昭和51年9月

の日光川水系目比川の破堤による水害以降、大きな被害は発生しておりませんが、堤防改修、排水機の整備が進み、組合としても水防活動に必要な倉庫の整備、維持管理、資機材の備蓄・点検を行い、毎年、海部地方総合防災訓練を実施しているのが現状でございます。

そして今回、質問事項となっておりますが、水防倉庫でございます。管内に事務組合設置倉庫が35棟、愛知県設置倉庫が6棟で、合わせて41棟が現存しているということでございます。弥富市におきましては、事務組合設置は5棟、市役所設置が1棟となっております。

この倉庫の近隣の方々から、いつも鍵がかかっているが、自分の地区の自主防災会で流用できないかというような問い合わせがございました。危機管理課から資材・機材の一覧表を見させていただきまして、一般の方、自主防災会の方々では使用できるものは収納されていないというような報告をさせていただいたということでしたが、今回、議会のほうが開きましたタウンミーティングの場で、また同様な質問がなされたということで、今、改めて収納されている機材・資材の詳細をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

本市内には、議員のお話のとおり水防倉庫が、水防事務組合設置のものが、十四山倉庫、前ヶ須倉庫、加稲倉庫、加稲山倉庫、鍋田倉庫の5カ所と、本市が設置したものが三稲にありまして、全部で6棟となっております。

ここに保管してございます資機材につきましては、行政が災害時における救助活動の際に活用いたしますために保管してあるもので、地域の皆様が御自由にお使いいただくためのものではありません。

防災・減災は自助・共助がとても重要であります。地域の自主防災会の皆様には資機材補助金を御用意し、活用いただいていると考えております。

収納されている資機材の詳細についてのお尋ねでございます。倉庫により違いがあり、全てが同じというわけではありませんので、合計数を述べさせていただきます。

まず、主要資材につきましてです。くい木が、4メートル以上のものが1,080本、3メートル以下のものが2,230本、麻袋2,340袋、縄が618キログラム、鉄線583キログラム、ビニール袋のほうは34万6,650袋、ビニールシート36本。

続いて主要機材といたしましては、タコづち51丁、かけ矢38丁、スコップ134丁、のこぎり35丁、おの40丁、ペンチ22丁、ハンマー17丁と大ハンマーのほうがあとほかに75丁、シノ25丁、命綱19本などが収納されております。いずれも洪水時等に関する水防工法のための資機材でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 広域的または専門的に使用される資機材ばかりだというような認識

でございます。市民の皆様にも納得していただけるのではないかなと思います。それぞれの地区に応じた必要な資機材は、自主防災会への上限50万円80%の補助金を有効に使用していただくのが一番有効であると私も思っておりますので、また市民の皆様をお願いをしていきたいと思っております。

また、この水防倉庫の資機材は、災害時に使用する際、持ち出しに手順があるのでしょうか。また、水防事務組合との連携というようなこともあわせてお尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

さきに述べましたとおり、収容されています資機材につきましては、くい、麻袋、縄、スコップ、かけ矢などを初めとする水防対策に活用するためのものが準備されており、これを行政側が活用し、非常時に堤防の補修を初めとする水害対策に備えようというものでございます。

実際の災害時には、市の災害対策本部の指示により水防倉庫の資機材が使われます。水防組合は、市からの使用報告により、後日、次の災害に備え、資機材を補充してまいります。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この件に関しては、海部地区水防事務組合にもお尋ねしたわけでございますけれども、市と組合との関係、よく理解できました。お互いの連携で万全な準備をしていただきたいと思います。思っております。

次の質問に移ります。

次に、防災Wi-Fiについてでございます。

総務省において、観光・防災Wi-Fiステーション整備事業及び公衆無線LAN環境整備支援事業というWi-Fi環境の整備促進事業がございます。観光や防災の拠点などにおける来訪者や住民の情報収集などの利便性を高めるため、観光拠点及び防災拠点などにおける地方公共団体、また第三セクターに対し、その費用の一部補助を行う事業であります。

災害時には平常とは違うトラブルが起きます。通信の領域でもそれは同じでして、いつもは当たり前のように使える固定電話や携帯電話がつながりません。通信インフラへの被害や通話の集中によって通信網の処理限度を超えるからでございます。情報を収集し、伝達できなければ、救援活動もままならなくなり、万が一に備えてでき得る限り多くの通信手段を準備していくことが求められると思います。

しかしながら、災害発生時に備える費用には限りがあります。費用対効果を考え、バランスのよい防災体制を整えなければなりません。そこで注目されるのが、Wi-Fiによる防災対策、防災Wi-Fiであります。

東日本大震災では、従来の通信手段が使えない中、SNSによる情報収集・発信が大きな

役割を果たしました。そのため国でも、地方自治体に向けて補助金制度を用意して、その普及の後押しをしてもらっています。これが総務省が実施しております観光・防災Wi-Fiステーション整備事業と公衆無線LAN環境整備支援事業であります。平成28年度当初予算としても上げられております。

熊本地震でも各通信事業者がWi-Fiのアクセスポイントを無料開放し、Wi-Fi環境の情報収集・発信に寄与しております。最初、4月15日に熊本県内で無料開放が実施され、大分県を中心に九州で広範に地震が発生したことを受け、4月16日には九州全域に対象が拡大されました。その結果、SNSを通じた情報発信と拡散により各地の詳細な情報が公開され、現状把握に大きく貢献した実例があります。

長距離無線LANシステムとしての一例を紹介いたしますと、太陽光パネルによる完全自立運用で景観や環境に配慮したシステムで防災拠点として、住民の安否確認や情報提供として、平常時・災害時ともに活用できるタイプが有効だと思われます。災害時に避難誘導灯としても活用でき、照明灯に中継機能、カメラ機能、Wi-Fi機能などが付加でき、設置場所や用途に合わせて組み合わせることができるそうです。電源、通信ケーブル不要の常時設置型のシステムであります。そして、Wi-Fiエリアが必要な場所に設置するだけで通信環境を整備することができ、小型な外観で環境への配慮が必要な場所や期間限定設置などに適した臨時設置型のシステムという2つがあります。

弥富市としては、防災という観点から、このWi-Fiが地域安全のインフラになり得ないのでしょうか。大治町では中学校のグラウンドに太陽光利用の防災情報ステーションを設置しているということですが、弥富市としても学校ないし一時避難指定場所への太陽光利用の防災Wi-Fiステーション設置のお考えはないのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

災害時に通信手段の確保としてのWi-Fiの利用推進につきましては、確かに災害により多くの人々が一斉に携帯電話等を使用し、通信に障がいなどが生じた場合に、Wi-Fiが使用可能であれば、有効な通信手段であると言えます。

しかしながら、一方で大規模災害発生時には通信事業者も可能な限り電気通信サービスを確保し、提供できるように対策計画を策定し、努力していくとのごとでございます。ですから、本市におきましては、通信事業者へのアクセスポイント確保の要請を初めとした災害への対応の協力要請とあわせながら、平常時には市民への情報提供などへの利用の活用方法を含めた費用対効果の検証とともに他の自治体の先進事例などを踏まえまして、本市といたしましても単独施設の設置についてと通信事業者の設置状況を踏まえながら、Wi-Fiステ

ーション整備の検討をしてみたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 総務省情報流通行政局によりますと、Wi-Fiの整備は民間通信業者の取り組みが進んでいるということでございます。投資インセンティブの低い防災拠点については、まだまだだというようなことも聞いております。市に1台でも、後者に述べました必要時にだけ避難拠点に持ち出せる臨時設置型のWi-Fiステーションの検討並びに今後とも民間通信業者と連携をしていただきまして、防災ステーションのあり方をこれからも検討していただきたいと思います。

次に、過去何度か同報無線に関しては議員の方々、質問がなされておるということでございますが、その時点で問題点を数多く指摘されております。家屋の気密性が増してきたため、屋外スピーカーの音が聞き取りにくく、一方で音量を上げれば、近くの気密性の住宅の住民には騒音被害となります。これまでも声が聞き取れないとの苦情は多かったわけでございまして、過剰音量との兼ね合いで、これといった解決策が見出されていないのが現状でございます。気象警報などの告知は、ケーブルテレビやコミュニティFMなどの情報と共有をしていただくことが、現在一番有効な利用方法でないかと思われております。

現状、同報無線のほう、気象警報の告知、子供の見守り放送、選挙の投票日の案内、夕方の時報のお知らせなどとなっておりますが、運動会などの開催延期連絡は行っていないというようなことで私のほうは理解をしておりますが、再度、市内の同報無線の放送可否ということについてお聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 同報系防災行政無線は、災害の発生が予想される場合などの緊急情報を市民にお知らせすることを目的に整備されており、一般通報では行方不明のお尋ねや犯罪発生情報など人名や財産に影響を与えるおそれのあるものや、選挙、防災訓練、交通安全、火災予防など市民生活に特に密接に関連し、多くの市民の協力を得る必要があるものに限定し放送しており、本市の危機管理上の主要な広報媒体でございます。

また、広報を行う場合、イベント等の告知などは、日時や場所だけではなく具体的内容もきちんと伝える必要があることから、短く正確に伝える同報無線は元来不向きであり、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、そして「広報やとみ」など、画像や文字、音声で幅広くお知らせできる媒体で情報提供することが効果的で、来訪者の増加にもつながるものではないかと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦義光議員。

○11番（三浦義光君） 近年の大規模災害の発生を教訓といたしまして、同報無線はこれまで以上に多様化・高度化する通信ニーズへの対応が要求されるとともに、平常時の有効活用

はさらなる改善が求められるんだと思っております。

また、先ほどの太陽光パネルつき防災Wi-Fiステーションの質問にも関連をしてくるわけですが、同報無線の柱に太陽光パネルを設置し、非常時での携帯電話などの電源にできないものかということをおっしゃるんですが、コスト的に大きくならないと思うんですが、この見解もお聞きしたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

災害時に人々が集まるのは避難所であると考えております。現在の同報無線の設置場所としてはわかりやすいのですが、携帯電話の電源ということは充電を含めてと想定しましたもので、ある程度の時間が必要でもあり、それらを踏まえまして同報無線の柱には設置の予定はございません。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 確かに、どれぐらいの太陽光パネルでどれぐらいの電気が得られるのか疑問が残るわけですが。各同報無線ごととはいかなくても、一時避難所への設置ということに関しては検討していただく余地はあろうかと思っておりますので、お願いをいたします。

次の質問に移ります。

弥富市消防団は、海部南部消防組合と並び消防の両輪であります。消防団員の方々は本業を持ちながら、地域防災の中核として消防・防災活動に当たっていただいております。現在、社会情勢や住民意識の変化に伴って、団員の確保が難しい状況にあります。今後も少子・高齢化の進展による人口減少が予想され、限られた中で消防団の充実・強化を図りながら総合的な地域防災力の向上を考えていく必要があります。

このようなことから、消防団員の活動しやすい環境整備と住民の認識向上を図ることを目指して、消防団の充実・強化をしていってほしいと思っております。この最たるものが分団格納庫の充実だと思うわけですが、今年度、第6分団格納庫の建築工事を行っていると思うのですが、市内分団格納庫の現在の状況はどのようになっておりますか、築年数、構造など詳細をお聞きしたいと思います。また、今後改築予定があるというところがあれば、またそこに関してもお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

分団格納庫の構造は鉄骨づくり平家建てで、第2分団のみが2階建てです。建築年は昭和49年建築のものが最も古く、最も新しいのは平成26年建築となっております。

今年度は、議員のおっしゃるとおり、第6分団の格納庫建築工事を行ってまいります。今

後につきましては、建築の必要性は感じており、まだ確定してはませんが、確保された用地のある地域での建築を検討しているところでございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 新しい格納庫ができれば、余計既存の格納庫の老朽化が目立つというようなことであります。しかしながら、用地問題を含め、これは消防団だけではなく、それぞれの地元自治会の協力も必要になってくるんだと思います。弥富市、そして自治会、そして分団と三位一体となって検討していただきたいと思います。

次は、分団ポンプ積載車について質問をいたします。

現在、3名乗車のトラックベースであるということですが、使用年数はどれぐらいになっておるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

全積載車のうち最も古い年式のもの平成15年式で1台あります。続きまして、平成16年式が5台、平成17年式が6台、平成18年式が7台ございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 一番新しい積載車では10年経過をしているということですがね。

これを踏まえての質問ですが、3名乗車で後部荷台に3名分の補助席がつくタイプになっていると思うんですが、現状、荷台に乗車というのは出勤時大変危険なのではないでしょうか。実際、火事などの災害時、荷台に乗車して出勤を行っているのでしょうか。

蟹江町消防団では現在、6名乗車定員のダブルキャブタイプのトラックがポンプ積載車ということになっておりますが、これは全分団使用されているということですが、このタイプですと、団員の出勤時の危険度は軽減がされますし、後部座席がなくなった部分に、これまで積載できなかった機器・器具も持ち出し、出勤できるのではないのでしょうか。将来的にダブるキャブタイプのトラックへの変更という予定はございませんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在、火災時等の非常時の出勤には、車内に3名乗車し、荷台に3名までができることになっております。蟹江町では既にダブルキャブの導入がされているようですが、本市においても車両の老朽化という状況を踏まえまして、順次買いかえていきたいと考えております。その際には、安全面も考慮してダブルキャブの導入を検討してまいります。しかしながら、分団によっては、新しい車両は車体が大きくなるため、現在の分団格納庫では使いづらくなってしまうなど別の問題も生じてまいります。今後は、現状も踏ま

えながら、地域のお考えもお聞きしながら、最もよい方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これは先ほど格納庫の充実にもつながってってしまうわけでございますけれども、でき得る限り早い対応をお願いいたします。

最後に市長に統括をしていただきまして、防災Wi-Fi及び消防団の充実・強化についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁させていただきます。

11月6日の県と私ども弥富市の総合的な防災訓練におきましては、議員各位にも、また多くの市民の皆様にご参加いただき、その防災訓練が実りあるものになったということを改めて感謝申し上げていきたいと思っております。

その防災訓練のときにおきましても、さまざまな通信施設を持ってみえる業者の方にも出展をしていただき、この時代における防災・減災が、そういった業者との連携というのがいかに大事であるかということも私たちは学ばせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、Wi-Fi及び消防団の充実・強化につきましては、防災・減災という立場に立っても大変重要であるということを確認しているところでございます。しかしながら、本市にとって何が一番有効であるかということを考えながら進めていかなければならないと思っておりますので、これからは担当課と通信業者との研修というようなことを進めていきたいと思っております。

特に防災Wi-Fiにつきましては、観光や学校教育で使用するなど視野を広げて協議をするとともに、災害時にアクセスポイントまでの通信回線が確保されるかどうかというような形での運用面までも課題として確認していかなきゃならないだろうと思っております。また、海部地域との自治体の連携も視野に入れていかなければなりませんので、そういった形の中で防災Wi-Fiにつきましては、自分たちの自治体のみならず、他の自治体との連携ということも視野に入れていきたいと思っております。

消防団につきましては、さまざまな角度から御質問をいただきました。現在、弥富市は16分団で構成をされているわけですが、1分団23名という定員数でございます。定員を満たしているところと満たされていないところの分団がまだあるわけですが、まずは団員の確保というところが、今、喫緊の課題かなあというふうにも思っております。

私どもとしても、弥富市の職員が弥富市の在住の職員という形の中であれば、ぜひ消防団に加入していただきたいということで、私どもの職員のほうに積極的に消防団に加入することを勧めさせていただいておるところでございます。

また、平成23年3月の東日本大震災から多くの教訓を消防団も学んでおるわけでございます。そうした形の中において、団員の自然災害との向き合い方というか、そういったことが非常に重要になってくるなあと感じております。防災・減災の技術、あるいは知識をどう吸収していくか、会得するかということについて、来年度はそういったような講習会等も含めて消防団の方にも勉強をしていただきたいと思っておりますのでございます。

また、車両等の更新につきましての御質問でございますが、保管場所との兼ね合いという形の中において、地域の自治会の皆さんと一緒に、分団倉庫というようなことも含めてこれから考えていきたいと思っております。

そうした形の中で、今まで消防団の新しい建設につきましては何カ所かでやってまいりましたけれども、これからはそういうことをしっかり視野に入れながら、機械類等がしっかりと格納できるというようなことを考えていかなきゃならないと思っております。

また、第6分団が今年度中に何とか方向がつかますので、ぜひまた議員各位にも御視察をいただきながらいろいろな御意見をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 防災Wi-Fi及び消防団員のスキルアップ、そして私たちの命を守っていただいております消防団へのさらなる支援をよろしくお願いいたしまして、2項目めの質問に移らせていただきます。

それでは、市内公園の有効活用についてということでございますけれども、本年3月議会におきまして早川議員から、それと先ほど那須議員からも同様な質問がなされておりましたが、その後も御高齢の方から問い合わせが多くあり、再度、市側の見解をお聞きしたいと思います。バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備を進め、健康に資する高齢者向けの公園整備の状況についてでございます。

子供の遊び場として見られてきた公園を高齢者が利用することが多くなってきております。散歩・ウォーキングの途中で公園に立ち寄り、体操など軽い運動をする高齢者などを見かけるようになりました。そこにあれば健康遊具を利用する人もふえてくると思います。

健康遊具に特段の定義はございません。平均台や腹筋台などのような体力づくり、あるいは軽い運動を目的としてつくられた遊具であるとされております。近年では、さまざまなタイプの遊具がつくられております。全国的に見ても、遊具全体はそれほどふえてはいないということでございますけれども、健康遊具の設置は急増しているという現状でございます。

公園利用者における高齢者の増加や公園への健康遊具の設置増加は高齢化の進展を反映したものでありますが、それだけではなく社会全体での健康への関心の高まりも影響をしているんだと思われまます。国の公園整備に関する方針では、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備を進めること、健康に資する公園の整備を進めることなどが施策化されてお

ます。

まず、バリアフリーであります。この根拠となっているのは2006年に制定されました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律であります。このバリアフリー新法によって都市公園はバリアフリー化の対象となり、整備に当たっては都市公園移動等円滑化基準に適合させることになりました。

高齢者は、歩行が不安定であること、視力や聴力が低下していることなどを考慮し、安全に公園内が移動でき、公園施設を利用できるよう基準を定めています。ユニバーサルデザインの必要性についても、国土交通省の公園・緑化技術5カ年計画などで触れられております。

弥富市では、かおるヶ団地のかおるヶ丘健康ふれあい公園が有名であります。小学校以下の子供だけでは使用が禁止されておまして、子供が使用する場合は、保護者が付き添った上での使用を認めているそうでございます。

この公園には5種類の健康遊具が設置されておまして、「ぶらぶら」というぶら下がり、「のびのび」という背筋伸ばし、「ぐるぐる」というハンドル回しなどがございます。

なお、弥富市子供の遊び場とする児童公園も隣に設置されていることで、高齢者と子供たちとのすみ分けもできているということでございます。

過去の質問でも何回も聞いていると思うのですが、改めて市内公園を所管別にお聞きしたいと思っております。

かおるヶ丘団地で見られる健康遊具が設置されている公園はほかにもございますでしょうか。また、これからの健康遊具の設置計画について新規要望などはございますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答え申し上げます。

かおるヶ丘団地以外で健康遊具の設置公園は2カ所ございまして、平島地区のひので公園、そして前ヶ須地区の水郷公園となっております。

また、次に健康遊具の新規の設置要望等はあるかという御質問ですが、昨年、要望によりまして水郷公園に設置のほうを1基してございます。以後、健康遊具の新規設置要望は直接はお聞きしておりませんが、公園の利用形態及びニーズを把握の上、遊具の更新時期に検討していきたいと考えております。

また、新庁舎での業務開始に合わせまして、より機能的・効果的な執行体制とするため大規模な組織再編を予定しておまして、公園管理一元化の中で設置遊具種類等も検討をしていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 私が今回、遊具導入の要望をお聞きいたしました公園についても、

これも後から調べてわかったことですが、児童課所管の公園であるということで、3月議会の答弁でもありましたが、現在のところ健康遊具の設置は対象外だというようなことでの返答が返ってきておるわけですが。しかしながら、かおるヶ丘団地の公園を見て、自分の近所にも、こういった公園の中にも遊具をというお考えの方はたくさんおられるわけですが。実際、かおるヶ丘の公園を管理されている福寿会に問い合わせも寄せられているというようなことも聞きました。高齢者の方が急増している中で、住まいの形態も変化し、ひとり暮らしも急増しております。社会的孤立も問題になっていまして、デイサービスだけではなく、自宅から気楽に立ち寄れる場所の近くの公園ということで設置をしていただいて、健康維持と気分転換、そしてくつろぎのため、高頻度で利用していただけるというようなことを考えております。

新庁舎改築の際にはというようなことですが。明るい未来も見えてきているということですが。いち早く組織の再編をしていただきまして、高齢者の方々の要望に応えていただきたいということをお願いいたしまして、今回私の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1つ目は、少子・高齢化する健康都市宣言の未来像は。

先ごろ健康都市宣言をしました当市でございますが、少子・高齢化に伴う人口減少問題の波をとめるに至ってはいません。そこで、人口減少問題のキーワードの一つになるのが高齢者だと思います。今後、高齢者の人口比率は高くなり、その中でも団塊の世代が後期高齢者を迎える2025年には人口の約25%を占めることになる現状を踏まえて伺います。

本市の人口減少問題に対するお考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、人口減少につきましては、全国的な問題といたしまして、将来において労働力人口の減少、税収の人口、地域コミュニティの衰退などが予想されております。本市におきましても、人口減少問題は地域経済や地域住民の生活に大きな影響

を与える極めて深刻な問題と考えております。

平成28年の10月26日に公表されました平成27年度国勢調査の人口等基本集計結果によりますと、平成27年の10月1日現在の本市の人口は4万3,269人でありまして、前回の調査、平成22年でございますけれども、比較いたしまして3人の減少となっております。

なお、年齢3区分別人口と高齢化率の状況といたしまして、15歳未満の年少人口につきましては5,894人、15歳から64歳までの生産年齢人口でございますけれども2万6,249人、65歳以上の老年人口につきましては1万702人でありまして、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方、老年人口が大幅に増加し、高齢化率は25%となっております。

平成28年2月に策定いたしました弥富市人口ビジョンにおきまして、本市の現状と課題を踏まえ、今後の人口減少問題に対応していくために2つの方向性を掲げております。1つには出生率を向上させることによりまして人口減少に歯どめをかけ、将来的に調和的な人口構造を目指すことであり、もう1つは転出の抑制と転入の増加によって人口規模の安定と確保を図ることでございます。

この2つの対応を同時並行的かつ相乗的に進めていくことが必要であり、また避けることのできない高齢化・人口減少社会を前提といたしました効率的かつ効果的な社会基盤を構築していくという視点を持って行政運営を行うことが重要であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

少子化についての特効薬はないと考えます。高齢者が増加していく現実の中では健康寿命を延ばしていくことではないでしょうか。WHOが2000年に提唱した健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されています。平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある健康ではない期間を意味します。2013年において日本の平均寿命は男性が80.21歳で女性が86.61歳、健康寿命は男性が71.19歳で女性が74.21歳で、平均寿命から健康寿命を引いた差は、男性が9.02歳、女性が12.40歳でした。

そこで、当市の健康寿命についてのお考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えいたします。

当市の健康寿命についての考えはということでございますが、平成28年3月に策定いたしました第2次弥富市健康増進計画「生涯健康のまちづくり」におけるテーマは、「受けよう健診、伸ばそう健康寿命」、こういったテーマとなっております。単なる平均寿命の延長ではなく、生活の質の向上も加味した健康寿命の延伸を目指すために、当市民の健康状態を考慮した健康づくり施策を行っていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市の健康寿命年齢を伺います。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 健康寿命にはさまざまな定義がございますが、国の健康増進計画であります健康日本21で示している健康寿命、すなわち日常生活に制限のない期間の平均ということで捉えていきたいと思いますが、これは国民生活基礎調査と生命表を基礎情報としてサリバソ法、広く健康寿命を計算する方法でございますが、このサリバソ法というのをを用いて算定されております。

愛知県の健康寿命は、平成25年（2013年）で男性が71.65年、女性が74.65年となっております。弥富市としての指標はありません。第2次健康増進計画においても、この愛知県の指標を参考に取り入れております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 健康寿命対策として何か取り組まれていますか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 健康寿命対策の取り組みということでございますが、第2次弥富市健康増進計画においては、今後10年の健康増進や健康診査を進めていく際の健康施策の基本となるものでございます。健康課題により4つの重点課題として、がん・たばこ対策、生活習慣病対策、歯及び口腔の健康、心の健康、この4つとしまして、これをまとめ、個人と本市での取り組みについてそれぞれ実践していこうと定めております。

また、介護からの取り組みといたしましては、元気塾、ふれあいサロン、脳トレ教室、やとみ車座講座、生涯元気講演会、健康づくり出前講座、こういったものに取り組んでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市も健康寿命が延びれば、人口の維持と、ふえ続ける医療費・介護費の減少にも貢献できると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 健康寿命は、日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間をいいます。健康寿命が延び、健康寿命と平均寿命の差が少なくなるほど、医療費や介護費などの社会保障費の軽減が期待できると考えられます。

今後も、特定健診やがん検診等の受診による疾病予防、介護予防を推進していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 健康寿命を延ばしていくために身近なところから取り組んでいただくには、市内の身近な施設を活用していただき、サークル活動、趣味の講座等を活用して外出の機会をふやしていただくことと考えます。

そこで、市内施設、総合福祉センター、十四山福祉センター、いこいの里3施設の介護・デイサービスを除く利用状況を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えいたします。

3施設の利用状況の御質問でございますが、本年度は年度途中でもありますので、平成27年度の実績でお答えを申し上げます。

総合福祉センターにつきましては1日平均162人、一月平均3,274人、十四山総合福祉センターにつきましては1日平均160人、一月平均3,241人、いこいの里につきましては1日平均66人、一月平均1,340人でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） この3施設における主な娯楽施設等を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） 3施設における主な娯楽施設につきましては、共通のものは、娯楽室、お風呂及びカラオケでございます。なお、娯楽室では、囲碁、将棋、マッサージ機が御利用いただけるようになっております。

また、総合福祉センターといこいの里につきましては卓球室が設けてございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 主な娯楽施設の利用状況をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） 主な娯楽施設の利用状況でございますが、総合福祉センターの娯楽室、お風呂につきましては3万9,283人、カラオケが8,592人、卓球室が2,971人、十四山総合福祉センターの娯楽室、お風呂につきましては3万8,896人、カラオケが5,199人、いこいの里の娯楽室、お風呂につきましては1万6,080人、カラオケが3,397人、卓球室が1,458人でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

市民の方々に知られていないのが、いこいの里の利用制限です。市内在住であれば、子供から高齢者まで幅広く利用していただけるということですが、子供と高齢者の触れ合いの場になると思いますが、周知と提案の観点からいかがお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えをいたします。

今後も引き続き、ホームページによる周知及び窓口等に施設案内チラシの設置など、周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） いこいの里には余り活用されていない芝生広場があります。草刈りだけでも大変とのこと。広さは、建屋の南側にグラウンドとして使用できるのが南北に約55メートル掛ける東西に約160メートルです。お風呂も施設内に完備しています。芝生広場の活用は今まで検討されましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えをいたします。

芝生広場につきましては、多目的広場として整備をされたものでございます。スポーツの練習等多目的に利用していただけますので、ホームページで周知してまいります。

なお、周囲のフェンスにつきましては1.2メートルの高さでありますので、サッカー等スポーツでは利用しづらい面もございますが、多目的に御利用いただきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） サッカー等のスポーツ練習場など、多目的の利用を考えていただければと思います。子供から高齢者までの幅広い世代の触れ合いの場にもなると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えいたします。

多目的に利用できる施設でございますので、多くの市民の方に御利用いただければと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今後、娯楽施設等の充実や施設のリニューアル等の予定はございますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えいたします。

平成28年3月に策定されました弥富市公共施設等管理計画で、長寿命化や将来的な統廃合及び地域の拠点施設として複合化の可能性などについて検討をしております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

今後、魅力ある施設、講座等にしていただくことにより健康年齢を高めていただき、自他

ともに認める健康都市宣言のまちにさせていただくことを要望いたします。

しかし、これらのサービスを提供するのに大きな問題がございます。それは公共交通機関、コミュニティバスの問題です。各施設を利用するには車が主となっております。このことは、趣味・娯楽だけではなく、生活にかかわる大きな問題ですので、次の質問で伺います。

2つ目の質問といたしまして、公共交通機関の将来について伺います。

たびたび一般質問でも取り上げられているこの公共交通問題ですが、5年・10年先を見据えて取り組まなければならない問題だと思います。路線バスが廃止になってコミュニティバスに移行されてから6年がたちます。全国的にコミュニティバスによって路線の悪循環が解消されている地域はめったに類を見ず、全国99.9%のコミュニティバスが赤字運行になっており、なおかつ利用者からの不満が絶えず、利用者がふえないのが現実です。公共交通のあり方について見直す時期が来ていることを踏まえて伺います。

それでは、本市では弥富市地域公共交通活性化協議会がありますが、協議会が定めるコミュニティバスは、いつから、何年計画か伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 活性化協議会におきまして計画でございますけれども、弥富市地域公共交通活性化協議会では、平成22年3月に弥富市地域公共交通総合連携計画を策定し、運営をしてまいりました。現在は平成28年度から32年度までの5年間の計画で、弥富市地域公共交通網形成計画を策定し、運営を行っているところでございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 協議会は残りの期間で最終的な方針と計画年が過ぎた後の方向性は決められておりまじょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 現在の計画は平成28年度から始まったものでございまして、次の方向性はまだ決まっておりませんが、全く違うものになってしまうわけではなく、その後も計画を継続し、よりよい方向になるように、協議会において現状を踏まえまして将来に向けて諮られてまいります。その結果、次のステップに向けた目標と計画を定め、平成33年度からまた新たな計画を推進していくこととなります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） それでは、利用状況について、各路線ごとと全ルートそれぞれの平均乗車人数を日別・月別単位でお答えいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答えいたします。

今年度の実績についてお答え申し上げます。

年度の途中ですので、4月から8月の実績でございますけれども、まず北部ルートにつきましては、1日平均は90人でございます。月平均は2,251人となっております。南部ルートにつきましては、1日平均125.1人で、月平均は3,128.6人となっております。東部ルートでは、1日平均40.2人で、月平均は1,005.2人となっております。全ルートで見ますと、1日平均255.4人で、月平均は6,384.8人となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 全ルート分での利用者の世代別の割合をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 全ルートについてでございますけれども、今年度におきましてバス停の乗降者数の調査を行っておりますので、その実績をもとにお答えいたします。

まず、世代の分け方でございますけれども、小学生未満、小・中学生、高校生、64歳以下、65歳から74歳、75歳以上で区分しております。

利用者で最も多いのは75歳以上の方で、54.5%でございます。次に年齢で高い65歳から74歳が16.3%。このことから、65歳以上の高齢者の方が約7割となっております。64歳以下は19.5%で、高校生が8.9%、小・中学生の方が0.4%、小学生未満が0.1%となっております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 協議会ではアンケートを行われておりますが、利用者中心のアンケートのように思われますが、利用したいができない方々についてのアンケートは行っておられますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） アンケートについてお答え申し上げます。

本年度は実施はいたしておりませんが、平成27年度、昨年度におきまして、新たな計画策定のためのモニタリング調査を実施いたしております。ここでは、市内在住の15歳以上1,000名の方に対しまして7月に実施し、446名からの回答がございました。

主な回答といたしましては、利用状況では、各ルートとも「利用したことがない」が約8割と最も多くなっていました。未利用者の意向としては、「今はまだ利用しない（将来的には利用したい）」ということが59.8%と最も多くなっていました。

以前は利用したが使わなくなった方の理由では、「自分が運転する車を利用するようになったから」という方が31.7%と最も多く、次いで「日中のダイヤが合わなくなった」が22.0%ありました。

今後の利用意向は、「自分で車を運転できなくなったら利用したい」という方が36.6%で最も多いものでございました。

利用者満足度では、「やや不満」が50%と半分と多くなっております。

今後の運行維持につきましては、「今のままでよい」という意見が28.9%と最も多く、「便利にするためには、費用がかかっても構わない」という意見が23.5%ありました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 通勤・通学のため駅までの送迎を余儀なくされている家庭は非常に負担が大きいと考えますが、この問題についての対策は協議会等でお考えでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） これまで、地域公共交通は主として民間の交通事業者が支えてきたところでございます。しかし、利用者の減少、赤字路線の拡大、赤字路線からの撤退、利便性の低下、利用者の減少という流れになってしまっているという悪循環に陥っております。地域公共交通の弱体化が進行しております。そこで、行政、地域、住民、交通事業者が協力いたしまして、地域に最適な地域公共交通の全体像を描きまして計画的に充実させていくことで、さらに暮らしやすいまちへと改善していくことが求められております。

地域公共交通の充実、輸送面の効果にとどまらず、地域公共交通の充実、先ほどの反対ですけれども、利便性の向上、買い物客や観光客の増加、にぎわいあるまちづくりの実現といったまちづくりに対する効果も期待できるところであります。活用の仕方によっては、地域公共交通は人とまちを幸せにできる可能性を備えており、行政が優先的に取り組むべき課題と言えます。

本市においても、持続可能な公共交通として、過去において利用者の少ない便については廃止した経緯もございますけれども、利用者アンケート等によりまして潜在的利用者の多い便においては、利便性の向上について協議会の場において検討し、利便性を高めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市が現在実施されております福祉タクシー補助等のサービスで、コミュニティバスの問題点がどれだけ解消されるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） コミュニティバスにつきましては、道路運送法に規定された乗り合いバスの一種でございます。略称「コミバス」と呼ばれたりしておるところでございます。地方自治体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図るなどを目的として運行されております。その多くは地方自治体の補助で運営されており、主に路線区間を定期的に運行する小型の乗り合いバスを指すものでありま

す。

本市においては、弥富市地域公共交通活性化協議会において計画を策定し、運行しておりますが、議員のおっしゃられる福祉タクシー補助はドア・ツー・ドアでの対応でございますが、御利用者の状態にもよりますが、コミュニティバスの問題点の解消にはつながるものではないと考えております。

移動困難者の方には、一つには障害者手帳をお持ちの方で対象者に該当する方がタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成するという心身障がい者福祉タクシー券や、介護保険法の要介護認定、要支援認定を受けた方などに対して一部を助成する高齢者等福祉タクシー券等の利用により、移動手段の確保がされるものと考えます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 介護非認定者や学生等、補助が受けられない方々についての対策は、お考えでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 補助が受けられない方につきましては、公共交通機関である現在のコミバスの利用をお願いするものでございます。このコミュニティバスにつきましては、さらなる利便性の向上、地域特性や利用特性に応じた運行改善やモニタリング調査結果等を踏まえて運行方法を協議会で検討し、今後とも最適な運行を目指して改善していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今もお答えいただきましたようなことから、これらいろいろな制限が多いコミュニティバスですが、公共交通を担うには制限がございます。特に人口の格差がある当市では非常に難しいと思います。その中でも、特に大藤・栄南・十四山地区は、現時点での65歳から70歳の団塊の世代が約1,700名ほどおられます。

さらに、ことし9月に開催されました高齢者交通安全決起大会の中でも運転免許証の返納を促進されておりましたが、返納後の受け皿となるコミュニティバスの問題の解消が難しいことからわかるように、近い将来、公共交通を検討しなければならない時期だと思います。5年・10年先の公共交通として、何か具体的なお考えはございますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市のコミュニティバスを公共交通として弥富市地域公共交通活性化協議会におきまして検討しながら運行してまいるところでございますけれども、本年度は東部ルートの運行改善を検討するための基礎資料とするため、十四山地区に居住する住民の方々を対象にアンケート調査を実施させていただきます。

現在は、平成32年度までを計画期間とした弥富市地域公共交通網形成計画の目標達成のた

めに協議会において検討を重ねているところではありますが、その中において位置づけた事業を実施しながら、調査等をもとに、5年・10年先の公共交通としてのあり方を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

そこで私が考えますに、オンデマンド交通を提案したいと思います。実際、コミュニティバス導入の際に、委員会等で検討され、視察もされたと同っております。

当初、オンデマンド交通が取りざたされたのが約五、六年程度前だと思います。ICTを取り入れたシステムは日進月歩で、進歩の速さは目を見張るものがございます。多分に漏れずオンデマンド交通も同様、進化を遂げております。日本各地でオンデマンド交通を取り入れられている自治体がございます。

ただし、オンデマンド交通も万能ではなく、当市のように過疎地区と市街化とが共存する場合、難しいとされておりますが、コミュニティバスのよい面とオンデマンド交通の共存で、実際に導入されている自治体もあるとお聞きします。

最初の検討から歳月も過ぎておりますので再度検討していただき、実績のある自治体を参考に当市に合った取り組みをすれば、効果が期待されるのではないのでしょうか。市側のお考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほど議員のおっしゃられるとおり、オンデマンド交通につきましては、取り巻く環境や地域など、さまざまな条件が加わり判断する必要がございます。このデマンド運行につきましては、弥富市地域公共交通活性化協議会の中で平成24年度から25年度にかけて検討しておったところでございます。その中でアンケート調査等、事務局が先進自治体を訪ねて、現状や問題点、課題点をお聞きし、さらには弥富市の営業エリアとするタクシー業者様にも幾つかのケースでの事業見積もりを提出してもらい、検討いたしたところでございます。

デマンド方式というのは、御存じかと思いますが、予約制のバス・タクシーの運行のようなもので、デマンド運行の車両を利用するためには、乗車するために事前の予約が必要となります。予約を忘れて急に利用したいという場合には御利用いただくことができません。また、予約のない場合、運行をしない場合も発生いたしますが、運転手の確保や車両の確保は必要となるため、運行経費も考慮しなければなりません。

その時点での検討の結果といたしましては、現在運行のバスは、乗車人員のばらつきはありますが、利用も定着してきていると思われ、若干ではありますが、乗車人員は増加傾向にございますので、アンケート調査などの結果を踏まえながら、さらなる運行経費の効率化を

図りまして、きんちゃんバスの広報・周知等の利用促進を積極的に進め、現在の運行を継続することとしております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

実際、一朝一夕にはできませんが、時間がないことも事実です。この問題には私も引き続き視察等を含め取り組んでまいります。交通難民になる可能性がある方々は本当に切実な思いでおられると思いますので、現状のコミュニティバスのサービス向上・改善と同時に並行して、次世代の公共交通の検討・整備に市民を巻き込んで取り組んでいただくことを強く要望いたします。

最後に、今回質問させていただきました2点は、本市の問題のキーワードになると思います。将来、子供から高齢者まで市民が健康で安心して住めるまちづくりをしていく上で、必ずクリアしなければならない問題だと考えます。今後、建設的な検討をよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に大原功議員、お願いします。

○16番（大原 功君） 一般質問をさせていただきます。

きょうはできるだけゆっくと、今までと違うように1時間たっぷりあるようにして質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

この中傷ビラということで、弥富市の市民の皆さんの税を守るために、あるいは生命・財産、あるいは教育、あるいは安全対策、地震対策についても、そういうのを一般質問について通告してありますので、これについてさせていただきます。

傍聴者の方には、ここにチェックが打ってありますので、これを読んでいただくとよくわかりますので、質問をさせていただきます。

私が社教センターに平成28年11月27日日曜日、このときにおりましたときに、武田議長と平野副議長が、「大原さん、社教センターの公室に来ていただけませんか」というお願いでした。そのときに公室に行きましたら、公室の中には、武田議長、そして平野副議長、議会議務局長、それから前の議長である佐藤高次議員と日本共産党、三宮十五郎議員で、全部で6人でした。そのときに、日本共産党、三宮議員から、みずから選挙用車リース二重契約をいたしましたという発言がありました。この二重契約を認めましたときに、武田議長と平野副議長、佐藤高次前議長が証明をしていただけたと思います。

個人的に思いますけれども、共産党、三宮議員は、市民税32万1,000円をだまし取る刑法第246条に当たるのではないかと考えております。このときの三宮議員の自動車二重契約を認めた日には平成28年11月27日日曜日午前11時40分、日本共産党、三宮議員がみずから発

言した刑法第246条に対して、市側は被害届を出しますか出さないですか。これは市長に聞いても、市長は全協のときに、11月24日のときは、大原議員の一般質問に対しては答弁の持ち合わせがないというふうでありまして告知いたしておりますので、できたら総務部長。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 刑法の件でございますけれども、詐欺罪ではないかということでございますけれども、契約業者からリース期間中であっても公費負担請求ができるとの、これは三宮議員の理由書なんですけれども、それをうのみにして公費請求をしてしまったという認識していたこと、また過去の弥富市議会の一般選挙の選挙用運動自動車の公費負担についても全額を自主返納する旨の理由書を提出いただいております。9月議会でも市長が答弁申し上げましたが、リースの車両について重ねて公費請求することは一般的な常識から考えて適当ではないという判断をさせていただいたところでございます。速やかに返納もしていただいておりますので、それを詐欺罪として訴えていくようなことは市としては考えてございません。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これが刑法の中の、先ほど言った刑法第246条に値する場合は、詐欺の時効というのは7年ですね。そして、今の詐欺になった罰則は10年の懲役またはとなっております。その中で、詐欺というふうに私は個人的に思っておりますから、詐欺の7年ということは、平成20年の10万7,000円をだまし取った公金、返金は市長が受け取ることができますかということですが、これは総務部長、公職選挙法の第199条の2項、ここに触れるのではないかと考えておりますが、この辺については、総務部長どうですか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 公職選挙法の第199条第2項につきましては、公職の候補者または公職の候補者となろうとする者の寄附及びこれらの者の名義とする寄附を禁止した規定でございまして、寄附ではなくて自主返納ということで、うちのほうは承って返納していただきました。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 先ほど言ったように、市側が被害届を出されるのか出されんかということで、これは詐欺に匹敵するのではないかと私も愛知県警に問い合わせて聞きました。詐欺というのは、被害届がないと警察はそれに対して動くことはできないというふうでありました。これは、服部彰文市長が平成19年2月5日に、市民税は一円も使わないというテーマ、これについては私も同じ考えなんです。今ここで三宮議員に32万1,000円というのをだまし取られたというね。市長は納税者から税金を預かる人。その中で市長は少しエラーがあったんではないかというふうに思っておりますけれども、総務部長、この辺はどうですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員に御答弁申し上げます。

私が全協の場において、三宮さん等にかかわることにつきまして意見を持ち合わせていないということにつきましては、少し誤解があるようでございます。この公職選挙法に基づく選挙費用につきましては、さきの9月議会でも、先ほど総務部長が話しましたように、しっかりと私の立場で発言をさせていただいておるわけでございます。今もその気持ちには変わりございません。

三宮議員におかれましては、過去、自動車会社とリース契約をしていただいているにもかかわらず、選挙期間中におきましても我々の選挙公営費という形の中で請求された。これは二重請求に当たる。これは重大な過失である。そういった形の中で御答弁をさせていただいております。ただ、詐欺罪に当たるかどうかにつきましては、これはよくしんしゃくしていかなきやならないだろうと。自主的に返納されたということもございますので、その点のことにつきましては、詐欺罪で訴えるとかそういうことはないわけでございまして、重大な過失であるということにつきましては、あとは三宮議員がどのようにされるかということは、三宮議員の御判断だと思っております。そういうような形の中で、我々としてはしっかりとした答弁をさせていただいておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市長は答弁の持ち合わせがないというふうでありましたけれども、三宮議員は、先ほど言ったように、平成28年11月27日日曜日午前11時40分に、みずから二重契約をしたということを認めたわけですね。私は空想で言っておるわけでない。そのときには、議会事務局長、それから今の公室に来てくれというのは、武田議員と、それから平野議員。公室なんかでいかなだろうと言ったら、公室へお願いしますと。そこの中に行ったときには、武田議長、そして平野副議長、そして議会事務局長、それから前の議長である佐藤高清議員、そして三宮十五郎議員、この6人がおった中で、みずから二重契約を認めました。認めたら、当然はつきりした、私は市民税32万1,000円を日本共産党はだまし取ったというふうにしかな個人的には思いません。

市側として、先ほど市長が言ったように、三宮議員の素行にして判断をするという意味でありますけれども、みずから認めておる人。そして、弥富市の市会議員は年間約650万、皆さんの税金が、これだけの金額を、個人的に言うと詐欺行為の32万1,000円をだまし取った三宮議員に、なぜ市民税がこれだけの金額を払わなきゃいかん。

そして、ここには日本共産党側は、選挙の自動車の賃貸につきまして調査いたしましたところ、公費請求に誤りがありましたと書いてあります。ここに書いたときに、皆さんよく見てください。このときに、こういう市民をちょうらかすビラを回して、今回、先ほど言った

平成28年11月27日日曜日午前11時40分に、みずからしておるわけなんです。そして、こんな計算が間違ふことはまずありません。そのために私は、当時、弥富市の議会議長 大原功、監査委員から来ておるわけ。このときには三宮十五郎は監査です。これだけの何億という金額を監査する人間が、なぜ間違えるんですか。

そして、このリースについては、先回にも言いましたけれども、2年ごとに60万払うというリース会社、このリース会社ね。今の共同サービスという有限会社のサービス、ここには2年ごとに60万払うということは、少なくとも20年からちょうらかしておる。市民税をだまかしておる。このことについては、少なくとも4回から5回の契約をしておるわけね、2年ごとですから。8年半ぐらい。こういうことを平気でやるのが日本共産党、三宮十五郎。

大阪市では共産党議員が、これは朽原という市議員ですね。この方が政務調査費220万をだまし取って住宅ローンに充てている。また、そこの中には、印刷物を7,000枚刷っておるのに、2万枚刷ったという報告をしておる。そして、この朽原という共産党議員は、その金を返済し、みずから辞職をしておるわけ。

三宮議員にも、こういうビラをどんどん出したり、あるいは一般質問の中にはこう書いてあります。これは平成15年です。このときに三宮議員は何を言っておるか。ここに当時の川瀬町長、このときには、公平で公正な一体的な税金を活用しますということが書いてある。全くその一般質問を市民にちょうらかす。この文章を見ても皆さんよくわかると思います。

そして、その後には、平成16年には、三宮十五郎議員が質問しておるのは、財政の住民の暮らしを守る。何が守るもんだ。市民税をちょうらかして、だまし取って。

それから、これは平成18年、一般質問。これには、公正で一体的な税金を活用する行政改革をと書いてある。これは当時は川瀬町長ですよ。川瀬市長になるね、これは。18年だから。こういうことなんです。

だから今回、共産党がいかにかこういうことをやるということ。今、生活保護者の方につきましても、かなりの方が苦しんでみえる。そして、生活保護者の方は約258人、そしてその中には母子家庭の方、父子家庭、合わせると251人ありますね。そして、今、弥富市の起債、これは1人当たり46万、平成26年。毎年大体2万円ずつぐらいは皆さんの税金がその分上乗せになります。だから、今は平成28年ですから、50万ぐらいの今の起債ができると思っています。

今、国の借金は1,080兆円。国民1人当たりに換算すると約880万近く。それを合わせて、弥富市のものを合わせると950万近くなる。本当に市民の方が今、健康保険につきましても、保険料の滞納、この方でも4,800万ぐらいありますね。私が聞くと、病院に行きたくても、心苦しいから私よう行かんわという方があります。どこに共産党に投票した人が、健やかに健康で暮らしておるということが証明できるかというの。

こういうことを思えば、市長は、先ほど言ったように、平成19年2月5日に、市民の暮らし豊か、そして安全対策、あるいは教育・福祉というにも力を入れていただいております。私は川瀬当時の町長、いわゆる市長、このときに対しては、平島地域の区画整理は伊藤定昭組合長、そこの中には地主さんに応援をしていただいて、平島は今、弥富市の中でも一等地というぐらい、人口につきましても今3,300近くの住宅があります。約1万2,000人住んでいただく。ここで市長、1万2,000人ということは、弥富市の高齢者は約1万2,000人ですね。それに匹敵するのが、今、平島なんです。

その中で、皆さん方が本当にこの生活について、生活保護者の方につきましても、今までは会社があった。だけど、会社が景気が悪くなったからやめさせられた。あるいは、会社が潰れましたからやめさせられた。今までは生活保護を受けなくても大丈夫だった。全国に生活保護世帯数は約160万近くあります。こういうことを共産党は、なぜその今の、私が聞くと、生活保護の方にへばりついておるとい話も聞きます。

またもう1つは、民商に入ると税金が安くなるという話も聞く。日本国憲法第30条によって、税金は所得のあるものは納税をしなきゃいかん義務がありますね。民商に入ったからといって税金が安くなるということはありません。話を聞くと、民商に入ったら税金が安くなるって入りました。だけど全然違っておった。

私はこの三十何年、町議と市議をやらせていただきました。そのときには、一番重大のは町村合併。十四山の村議は議会を解散してまで、大原さん頼みます。合併特別委員長、大原さん頼みますとあって、十四山の村長、あるいはここに見える議員の方、この方が頼まれました。そのときに私は、現在の三重県桑名市の長島町でありますけれども、そこで金属バットに襲われたわけです。そのときには、その襲った人を抱きかかえてこうしたわけ。それだから目の前の15センチぐらいの顔ですよ。だけど、桑名警察署では、議長さん、犯人わかってない。新聞社も、それからテレビ局も来ました。大原さんわかっておるでしょうと。でも、私はわからないと言い切りました。これはなぜかという、私の家族に、私がもしそう言ったら、家族、あるいは私の友達、友人に被害を与えるといかんということを思い、今でも家内とか、そして家族には言っておりません。これは、この方が私は知っております。でも、いつかはこの方も私に済まなんだなあという気持ちが出てくると思う。恐らくこの方も、警察に捕まっておったほうが楽かもわからんと思うんではないかと思ひます。私の顔を見ながらすれば、かなりのその方は重圧感があると思っております。

これが今言われる弥富市を本当に守る議員が必要、そのために去年は18人の定数も、服部彰文市長が事業をやっていただくために、少しでも減らせば市民税が、2人減らせば1,300万ぐらいになります。それに事務、あるいは議会の広報、いろんなものを出す、そういうものをすれば2,000万以上の価値観があると思う。ここまでして自分は一生懸命やってきたの

に、そして市長のお手伝いをできる。それは市民の皆さんのお手伝いができる。そこまで一生懸命やってきました。

当時は弥富町にイオンができました。このときでも4,600近くの商工会員の反対がありました。遠いところは岐阜県、三重県、海部郡一帯。でも、これからの時代は、高齢者がふえて、乳母車で買い物できたり、あるいは自転車できるということを考えて、イオンの前は、イオン企業の社長に、2,000坪の道路部分を寄附しなさいと言ったのは私なんです。だから、皆さんイオンにお買い物に行くときは、イオンの前だけは広いんですよ。

このぐらい弥富市の将来を考えて町村合併もしてきた。ことし10年。そのときには、これは町村合併、このときには私どももここに町村合併誕生と書いてあります。

このぐらい一生懸命やってきて、そして議員が、日本共産党が、ここでこれぐらいの金額、32万1,000円をだまし取るということは、市長、先ほど言ったように、税の管理が甘かったんじゃないかと思う。市長、まだ待ってください。

それから、各市の首長なんかは、いわゆるそういう粗相があった。例えば保険料の取り過ぎ、固定資産税の取り過ぎ、あるいは住民税の取り過ぎ、こういうのでみずから自分の報酬を2%から5%減らしたということもあります。一体、市民から預かっておる税金はどのようにチェックをしておるんかと。先ほど言ったように、共産党が監査委員だったんですよ。監査委員でおって、二重契約がわからん。間違っていました。これが通りますか。こういうことを含めて、市側もこれは被害届を出すべきだと思います。こういうことを出さなかったら、市長は市民のための本当の首長かと、そういうふうになるわけ。

いわゆるミッション。ミッションは任務ですね。我々議会もそうですけれども、私はいつも思っているのは、議員の皆さんはそうだと思います。ハイブリッドは、議員はみんなどんなことでもするという、市民から聞いたらすぐ市側に申す、こういうのをハイブリッドといいますね。こういうことを考えれば市長、ファーストトラック、これによって、市長の権限によって被害届を出すべきではないかと思えますけれども、市長が答えれば市長だし、部長が答えれば部長でもいいです。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員のほうに御答弁申し上げます。

今回、選挙費用につきまして三宮議員の二重契約につきましては、御本人のほうも今までの全員協議会、あるいは私たちとのいろんな打ち合わせの中で、軽率であった、リース会社の話をうのみにしていたというようなことの中でお話があり、そしてそれは一般論で言えば、先ほども言いましたように、これは適当ではないという話を私どもとさせていただきました。そして、また重大な過失であろうというふうに思っております。

今、これは一般論でございますけれども、日本全国で議員であるとか、我々の立場もそう

でございますけれども、さまざまな活動費に対する歳費等の不正受給というようなことが騒がれておるところでございます。そうした形の中において、こういったことが、詐欺罪ではないんですけれども、そういった形の中でそれぞれがそういうような状況になったときには自主返納をされておるわけです。自主返納されておりまして、その場のことを繕っていただいておりますが、もう一步私が踏み込んでこの12月議会に御答弁申し上げるならば、この自主返納、あるいは二重契約ということに対して、議員の出处進退につきましては、御自分で御判断されるべきだというふうにも思います。

そういうような状況の中で、これ以上のことは私申し上げられませんが、一般的な日本のさまざまな不正受給、あるいは活動費における間違った請求というようなことにつきましては、多くはそのような形でされているのではないかなあと考えております。

そうした形の中で、返納したからいいということではなくて、道義的な責任も含めて御自身がどのように御判断されるかということ、一つのこの問題に対する対処の仕方ではあるというふうに思っておるところでございます。私の立場としては、これ以上のことは申し上げられません。

○議長（武田正樹君） 大原議員、質問の途中ですけど、会議を初めて1時間以上経過しておりますので、ここで暫時休憩したいと思いますので、よろしく願いいたします。再開は3時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時24分 休憩

午後3時41分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

まず最初に、大原議員にお願いがあります。通告の内容から余り逸脱せんように、気を付けて発言をお願い……。

○16番（大原 功君） そんなことねえがや、俺。通告どおりだがや、これ。市民の税金と書いてあるだろう。市民の暮らしも書いてあるでしょう。あんた何を勉強しておるの。

○議長（武田正樹君） くれぐれも簡潔明瞭で、よろしく願いいたします。

○16番（大原 功君） もうちょっと議長だったら勉強せないかん。通告どおりって、あんた通告どおり書いてあるでしょう。読まないかんがね。市民の暮らし、市民の税と書いてあるでしょう。何を言っておるの、あなたは。

○議長（武田正樹君） それでは、再開します。

大原議員。

○16番（大原 功君） 今から再開か。

○議長（武田正樹君） 再開しました。

○16番（大原 功君） 市長、先ほど言われたけど、三宮議員の本人の考えということ。議会改革で本人はよう改革せんから、市長が税金を管理する人だから私が言っておるわけなの。三宮議員が自分の素行態度を管理すれば、こんな質問はしなくてもいいわけね。自分の管理ができないから言っておるわけ。

ここで聞きますけれども、刑法第230条の2、これについて総務部長、中身の条文を説明してください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 刑法第230条につきましては、名誉毀損の条文でございます。その中には、第1項としましては、公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者につきましては、3年以下の懲役もしくは禁錮または50万以下の罰金ということでございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 刑法第230条の2ですよ。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 230条の2につきましては、230条の2、公共の利害に関する場合の特例ということで、公共の利害に関する事実に係りまして、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しないというところがまず1項でございます。2項も読んだほうがよろしいですか。

2項につきましては、前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。3項目には、前条1項の行為、名誉を毀損した行為でございますけれども、公務員または公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しないということでございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうでありますのでいいんですけれども、私がなぜこの税金のことを言うということは、今、国民年金の滞納者は約3億3,580万円あります。1人当たりでは8万4,000円です。今、国のほうでは、国民年金を払えん方は資産、あるいは財産を没収するというふうに国は言っております。このくらい皆さんが本当に払いたくても払えない、大変なことなんですよ。こういうことを平気でやる、日本共産党の市民税をちょうらかす、だまし取る、みずから自分が二重契約をしておるということを認めておるわけだから……。

○議長（武田正樹君） 大原議員、発言内容についてくれぐれも気をつけてください。

○16番（大原 功君） 何。

○議長（武田正樹君） 発言内容についてくれぐれも気をつけてください。

○16番(大原 功君) 何を言っておるんだ、おまえ。ここに書いてあるがや、ちゃんと。

議長、あなたは、私は議長を何回か経験しておるわけ。弥富市の初代議長は私がやったの。あなたよりはよく、知恵はないけれども、勉強はしております。

次に、このビラの中に、ここにはチェックしてありますね。ここの中には、本人も謝礼を用意しましたが、受け取ってもらえなかったので署名捺印を書いていたいただきましたと書いてある。私は被告、三宮議員は原告なんです。そのときに、これは今から十二、三年前、蟹江署に刑事告発をされました。そして、当時のナカオ刑事が、五、六回かな、携帯をしながら番号を教えて、この日とこの日がどうですかというふうにお互いにアポをとりながらした。そして、検察庁にその後、出頭してくださいということでした。いわゆる地検、検察庁ね。ここの中に行きました。この6回の中で事実そのままを言いました。

そのときに、検察庁に2回目に行ったときは、大原さんは不起訴でした。不起訴だと言ったから、私は検察庁から10分ぐらい帰らなかった。なぜ被告にあつて検察庁に来ておるのに、なぜ不起訴なんだと。俺は不起訴なら帰らんよという話をしました。そしたら、その担当者が、上司と一遍上へ行って話ししますから待っておいてくださいと。そして、来られた。そのときに、大原さん、きょうだけは帰っていただいて、文章をこちらから出しますから、その文章がいいと思ったら捺印して帰ってください。その中に当時、北岡君だったかな、事務局局長が。このときに、その不起訴のやつを書いてあるから、検察庁がくれた。それを事務局に渡してあるから、あるかないかわかりませんが。

それで、ここに書いてあるのは、大原が逆恨みをしておる。私が不起訴。逆に言うと、私が起訴をされれば逆恨みもあるんだけど、全くこういうでたらめを書いておる。誰が見ても、そうじゃありませんか。私が不起訴なんですよ。不起訴なら、普通なら三宮議員を怒らないかんわけね。その場で三宮十五郎、共産党が、なぜ控訴をしなかったか。これは三宮十五郎が生活保護者から10万円を受け取った。そして、ここに捺印、署名というのは、これは偽装されたというふうには検察庁はとったと思うんです。警察に告発したものが、なぜ署名捺印が必要なのか。何もお金を持ってこられたら、そんな署名なんか必要ない。こんなものは要りませんと言って、それで済むわけ。

あくまで最初から、だから私はこの女性、書かれて持ってみえた方、生活保護者の方で訴えられた方。この方は女性の方で、書いて言われた。この生活保護者の方が。10万円をお返ししますから、ここに判を押してください。そして、これで何もなかったことにしてくださいという方が女性の方なんです。だから、一番よく知ってみえるのが三宮十五郎君の奥さんだと私は思っております。

○議長(武田正樹君) 大原議員、質問をお願いいたします。

○16番(大原 功君) 質問はこれだがね。中身だかね、これが。あんた、議長、もうちょ

っと注意せないかんよ。これは最初から中傷ビラ、この問題、議会を揺るがしておるのは三宮十五郎じゃないのか。誰が見てもそうじゃないの。なぜ私が、デマだ、発言、証拠があるから言っておるわけね。議長だったら議長らしく、もうちょっと勉強せないかん。私が議長のとときには、4回から5回やりました。そのときには、局長に絶えず抑えていただいて、この発言が正しいのか正しくないということを全部、今の局長にもそうです。当時は局長は副市長もやっていた。このときにも副市長に、今は副市長ですけども、当時の局長、そのときは何遍もすり合わせすり合わせしながらやってきました。議長も、私に発言する以上は、もう少し勉強しながらしないと議長という役目がなくなってしまいます。

市民の一番知りたいのは真実なんです。こういう共産党のやり方が本当に正しいか。全くこのデマか。中には、ここの下のほうに、ここに書いてあります。議会改革。市民の税金をだまし取ったり、生活保護者から10万円を受け取るのが何が議会改革だ。こういうことを、議長としてよくわかるでしょう。あなた、これを持っておるの。この文章についてそうですよ。この下のほうにもあった、裏のほうを見ると、合併浄化槽の補助金を独走させるという。こんなことをやったら、今、市街化、下水というのはわかりますでしょう。市長、わかる。下水は都市下水。都市下水は市街化。集落は調整区域。そして、コミプラは団地。この3つに分かれておるね、市長。こういうふうに浄化槽の助成金をまた継続させる。こんなことをやったら、弥富市の下水は、もう一遍やり直したいという人がいっぱいおるんです。今、下水の滞納は約150件あります。今の滞納というか払えん方は、もう一遍、大原さん、浄化槽に戻したい。いやだめだよ。これはちゃんと市で条例で決まっているんですからだめです。あなたがよく勉強しながらしないから、こういうことになったの。

この当時、平島町でも下水をつくるときには、当時町長、川瀬、このときには平島から出たおった共産党、これが下水に対して大反対だった。だから、平島町からこんな共産党は要らないから、平島町はあえてやりましょうというので、その議員は次に出なかった。町の事業を邪魔するようなこと。一般会計でもそうです。ほとんどのものが共産党は反対なんです。本当に市民の暮らしが大事だといったら、議員の定数の削減のときでも反対したらいかんですよね。先ほど言ったように、年間2,000万近くの税金が動くわけなんです。そのときにどう言ったか、共産党は。市民の皆さんの安全や議会が機能を増す。

市になってから、先ほど言った選挙法の中の法令により弥富市が予算をつけたわけですね。違反ではないんです。だけど三宮議員だけは、二重契約をみずから認めたから言っておるの。市長が言われるように、議会改革ができないから、市民の方に、皆さんで大原功が言っておるのが正しいのか、あるいは三宮、日本共産党が言っておるのが正しいのか、これを結論づけるのは、大原功ではない。三宮十五郎でもない。市民の皆さんがそれぞれのマーカーをつけて、これが正しいのか。

今後、弥富市は、市長が一生懸命やってみえる市役所。こんなことに対しても、共産党がこういうずる賢い、市民税をちょうらかす、こういうことについて、市民の方が市役所をつくるということに賛成できるかと思う。市長にとっては大問題だと思う。私も先ほど言ったように、平成19年の選挙には、本会議でも言いました。服部彰文市長には行ってないよと、選挙は入れてないよと言っていましたね。覚えていますでしょう。俺は川瀬に世話になったから川瀬。だけど、次に服部彰文市長が候補者として立候補されれば、私は投票します。この10年間で平島にも日の出小学校をつくっていただいた。嫌なことを私がこれだけ言っても、市長は温厚的であり、市民の大事、あるいは今の地域の大事。それについては、あの中学校を平島から大藤に持ってきたときにも、平島町の人には言われました。大原さん、おまえさんはむちゃくちゃだわ。だけど、中学校を持っていったら、自転車通学をさせる。中学校3年生までは医療費を無料にさせる。そして今、鍋田のほうから旧の平島の中学校を来れば8キロあります。あそこへ持って行ってあげれば2キロ減ります。こういうのでやってきました。そのときには東京まで行った、予算をいただくために。ここでは公明党の炭竈ふく代議員と一緒にきました。そのときには江崎鉄磨、国土交通省副大臣にお願いをしました。そして、元総理大臣、海部俊樹さんにもお願いをして、あれだけのものをつくったんですよ。

市民の暮らしというのは安全・安心。日の出橋をつくっていただいたときもそうです。吉川博に、先生、俺のところの前に橋をつくりゃあとというのでつくったのが、あの日の出橋。市長、日の出橋の長さは知っていますか。日の出橋は88メートル。幅16メートル。資金は11億5,000万円。こういうのをきちっとして、お金が無駄にならないようチェックをしながらチェックをしながらやる。

市長が一生懸命市民のためにやっておっても、こういう共産党がおって650万年間払っておったら、市民は納税はしないはず。先ほど言ったように生活保護の方、あるいは今の国民年金の払えない方。今回、払わなかったら、来年度からは国のほうは財産を全部没収するというふうに言っております。市長も各市町村のところで、また議長会、あるいは議長会や市長会など行ってみえますけれども、聞いてみえるでしょう。これだけ皆さんが苦しい思いをして一生懸命税金を払っておる。

全く悪質ということを申し上げて、もうこれ以上言っても言いようがない。反省を本人がしておらんからね。だから、これで一般質問を、もう4時だから。武田君、そんな話をしておらんと、俺のことを聞いておらなあかんがや。私は何分までやれるんだ。

議長、おまえ自分でよくわからんか。

○議長（武田正樹君） 4時13分まで。

○16番（大原 功君） そんなら、まだ10分やれるな。

○議長（武田正樹君） 大原議員、くれぐれも市側のほうに質問のほうもお願いいたします。

○16番(大原 功君) 市側に質問したって、答弁の市長は、先ほど言ったように、平成28年11月24日、大原議員のこの一般質問には答弁の持ち合わせがないと言ったわね。

○議長(武田正樹君) 服部市長。

○市長(服部彰文君) 誤解のないように何回も説明させていただくわけですがけれども、私は全員協議会の中で答弁の持ち合わせがないと申し上げたのは、この日本共産党というか、「民報やとみ」が発行されている記事の内容について、今から13年ほど前のことですがけれども、この内容について、私は所属もしておりませんでしたし、またこの内容について正確に知るものでもないものですから、答弁の持ち合わせはないという形の中で発言をさせていただいた。

選挙費用の公費負担等については、これは9月議会でも、きょうもまた一步私は踏み込んで自分の意見を言わせていただいたところでございます。二重契約であるということは御本人も認めてみえる。また、自主返納されたということについては、市の考え方としては、速やかに返却されたということにつきましても、これは詐欺的な行為という形の中で訴えるというようなことはできないだろうというふうに判断したわけでございます。しかし、世間一般の議員であるとか、あるいは私どもの立場の中において、議会活動、あるいは理事者としての運営について不正な受給がある場合においては、出处進退は、政治家でございまして、みずからが判断をすべきだというようなことは思っておるわけでございます。それは三宮議員が、そのように御判断されればいいんじゃないかなあというふうに思っておりますので、意見をもち合わせてないということにつきましては、誤解のないようにしていただきたい。

○議長(武田正樹君) 大原議員。

○16番(大原 功君) 市長、私が調べると、選挙の今の法令の中に、市の中では、静岡とかああいう大きい市なんかは、こういう街宣のリース、あるいはポスター、こういうのを廃止しておるところがようけあります。これは首長から、財政が厳しいから、議会のほうも自分で持っただけませんかという提案をするのも、これから財政を豊かにする必要があります。年間比べると約500万近くのものがポスター、あるいはリース代、ガソリン代、また運転手代というふうになっておりますので、こういうのを廃止するようなことも、議会改革をやれとって市長は言われるけれども、先ほど言ったように、議会改革で議長のように勉強しておらん人がおったら議会改革はできんですね。これは、よく議長も勉強をせないかん。私はあなたより学問は5倍、10倍より知らないです。でも、それは勉強しながらしてきちつとせな。

長い時間であるから、10分ぐらいまだありますけれども、市長もなかなか答弁するのは難しいと思うから、これからは市長、先ほど言ったように、今の大原議員の一般質問には持ち合わせがないと言うなら、反問権でやりましょうか。大原さん、どうだ。市長、どうだ。こ

れ反問権のところがありますよ。反問権でやれば、一般質問だって財政はどこにありますって市長が言えるわけな。おまえさんら何をやっておるんだと言うこともできるわけ。反問権がないから、こういう一般質問の通告制になるんですけども、当然、通告制の中でも反問権をやれば、市長もますます学問を発揮されて、そして明治大学を出ていますから、政治に明らかという、詳しいということ。明治大学は明るく政治、大きく学ぶと書いてあります。だから、こういうことを含めて、市長も今後私どもを御指導いただきたいけれども、市長も私に本会議に御指導いただきたいと言いましたね。だから、こういうことを含めて、一般質問を終わります。

〔「議長」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 三宮議員より、議事進行に関してただいま発言を求められておりますので、会議規則第51条により、その発言を許可します。

○8番（三宮十五郎君） ただいま大原議員の一般質問の中には、著しく法の定めにも反する問題がございましたので、議長におかれまして、この発言について適切な対応をしていただくことを要請いたします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） こういうときは、先ほど言ったように、議員の諮らないかん、発言を許すか許さんか。これでは動議と一緒なんだ。これは議長は、私が議長だったら、三宮議員の発言に対して議会の皆さんどうですかということも諮らないかん。あなたは、こういうのを勉強せないかん。

〔「議長」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 那須議員申しわけありません。大原議員にお話しします。先ほどから調べさせていただいたところによりますと、会議規則第51条、議事進行に関してのみ発言ができるということになっておりますので。

○16番（大原 功君） できるのはいいんだけど、議員に諮らないかんでしょう。この発言をさせていいですかと諮らないかんでしょう。

○議長（武田正樹君） 発言許可はできるみたいですので、よろしく願いいたします。議長権限でできるということですので、よろしく願いします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時07分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 永 井 利 明

同 議員 鈴 木 みどり

